

証拠資料一覧

記号	内容	ページ数
A	令和 8 年 3 月会議(一般質問)・議事録	25 頁
B	協議書(電気料高騰支援金の年度末精算)	3 頁
C	電気料高騰分(R8. 100 万)支援要望書(不存在)	1 頁
D	監査委員の「内部メモ」	3 頁
E	第 2 期、公募(落札)時の収支計画書	1 頁
F	発地市庭・収支報告書(R3~R7)	5 頁
G	発地市庭・第 2 期分の債務負担行為 (令和 8 年度)	2 頁
H	// ・評価シート	7 頁
I	// ・第 2 期の年度協定(町長の決裁書等 — 不存在)	2 頁
J	// ・R4・R5 電気料高騰に関する変更協定書(不存在)	1 頁
K	協議書(R7 年度・電気料高騰分)	2 頁
L	発地市庭・3 期収支計画書(提案書)	1 頁
M	// ・第 3 期分の債務負担行為 (令和 8 年度)	2 頁
N	// ・R8 年度当初予算決裁書および予算要求積算書	3 頁
O	// ・R8 年度当初予算書	1 頁
P	// ・R8 年度協定書	3 頁
Q	// ・R8 年度収支予算計画書	1 頁
R	// R8 年度所管課作成の電気料高騰分算定資料(100 万円) (事業者から提出された要望書 — 不存在) 第 2 期・次期における業務委託契約書等の不存在通知	2 頁
S	// ・第 2 期・第 3 期における ・本社経費 ・業務委託契約書等の } 不存在通知	2 頁
T	// ・第 2 期・第 3 期比の本社経費 100 万円/年 増額の 積算根拠等(全て不存在)	1 頁
V	// ・第 2 期の本社経費関連資料(全て不存在)	2 頁
W	くつかけテラスの R6 年度評価シート	3 頁
	以上	73 頁

証 拠 資 料 (A)

令和8年第1回軽井沢町議会定例会（3月会議）会議録

○議 事 日 程（第3号）

令和8年3月5日（木曜日）午前10時開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

○出席議員（15名）

1番	金 山 のぞみ 君	2番	小 林 天 馬 君
3番	小 山 裕 嗣 君	4番	眞 島 聡 子 君
5番	福 本 修 君	6番	中 澤 睦 夫 君
7番	押 金 洋 仁 君	8番	寺 田 和 佳 子 君
9番	利根川 泰 三 君	10番	遠 山 隆 雄 君
11番	横須賀 桃 子 君	12番	川 島 さ ゆ り 君
13番	土 屋 好 生 君	14番	佐 藤 幹 夫 君
16番	佐 藤 敏 明 君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	生 屋 三千夫 君	副 町 長	上 原 章 生 君
副 町 長	小 林 信 嗣 君	教 育 長	宮 本 隆 君
会 計 管 理 者	星 野 和 弘 君	総 務 課 長	荒 井 和 彦 君
総合政策課長	寺 島 乾 士 君	情報推進課長	中 山 茂 君
税 務 課 長	浅 賀 信 雄 君	保健福祉課長	上 原 勉 孝 君
住 民 課 長	児 玉 香 織 君	環 境 課 長	佐 藤 公 貴 君
観光経済課長	菊 池 一 成 君	地域整備課長	荒 井 美 和 君

上下水道課長
新庁舎周辺
整備課長
子ども教
育長
監査委員

外川善行君
土赤淳君
岩井和成君
依田功君

消防課長
病院事務長
生涯学習課長
農業委員会長

茂木淳君
小出高広君
市村和則君
市村初仁君

○事務局職員出席者

事務局長 藤田佳則
主任 小林弘貴

局長補佐 児玉直美

◇ 寺 田 和佳子 君

○議長（川島さゆり君） 次に進みます。

通告順7番、8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 8番、寺田和佳子です。

今日は、多くの同僚議員が様々な施策を提案している中ですが、それを全て行うためには、やはり財源の確保が必要かと思います。私の一般質問は、その財源を1円でも無駄にはしませんかという疑問を呈した質問になります。

では、一般質問していきたいと思います。

今回は指定管理について伺ってまいります。前半は、令和3年度から令和7年度までの発地市庭における指定管理について、後半は令和8年度から12年度までの指定管理について伺っていく予定です。

まず前半です。令和7年、昨年の12月、令和8年度から12年度における発地市庭を含む6施設の指定管理者が決定したと報告を受けました。そこで、令和3年度から7年度までの発地市庭の指定管理に特に注目しまして検証を行ったところ、現在の指定管理者が指定管理者選定のために提出しました提案書どおりの指定管理料が支払われていないということが分かりました。これは、町民の貴重な公金が適正に扱われているのか、適正プロセス、公平性、透明性があるのかという地方自治の根幹に関わる問題でありますので、丁寧に伺ってまいりたいと思います。

まず、1つ目の質問です。

（1）令和3年度からの指定管理者選定の審議会で審議した際のフードサービスシンワ、これは現在の指定管理者ですが、この提出した各年の指定管理料はお幾らであったか伺ってまいります。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君） お答えいたします。

株式会社フードサービスシンワが提出した各年度指定管理料見込み額は、令和3年度が2,400万円、令和4年度が2,300万円、令和5年度が2,200万円、令和6年度が2,100万円、

令和7年度が2,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番、寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 分かりました。

（2）に移ります。

資料1のスクリーンをお願いします。（巻末資料⑥-1）

これは、指定管理者と町が結ぶ基本協定書の一部です。ちょっと読み上げてまいりますと、25の2をご覧ください。

甲が町です。乙が指定管理者、フードサービスシジワに対して支払う指定管理料の詳細については、別途年度協定に定めるものとすると。それで下のところ、指定管理料は変更ができます。指定期間中に賃金水準または物価水準の変動並びにその他のやむを得ない事由により、当初合意された指定管理料が不適当と認めたときは、通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるとあります。

ありがとうございました。

ここにあります当初合意された指定管理料とは、私の中では選定時の提案金額を示すものと思っておりますが、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君） 答えいたします。

当初、合意された指定管理料は、各年度で結ぶ年度協定額でございます。したがって、今回、令和3年度から令和7年度までの毎年度、締結した当初の年度契約額である2,400万円を指すものでございます。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番、寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 先ほども見ていただきましたが、基本協定書には指定管理料、変更

ができると書いてありますので、指定管理の変更があることは特に問題がないわけですが、ただ、最後のほうにありました通知をもってお互い協議をすると書いてあります。フードサービスシンワさんからどのような事情があつて2,400万円、提案ではない金額をお願いしたいと言われたのか。当然これには協議書もありますでしょうし、議事録が存在していると思います、それについてはいかがでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長：菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君） お答えいたします。

こちら、次の質問の中で回答を予定しておりましたけれども、回答させていただきます。基本協定におきまして、業務の対価として指定管理料を支払うこととしておりますけれども、その金額等の詳細につきましては、先ほど議員の説明のとおり別途年度協定に定めるものとされております。これは、指定管理期間5年という長期の協定であるため、物価高騰や社会情勢の変化に対応できるようにするためでございます。

指定管理の当初の提案では、令和4年度以降、毎年100万円ずつ指定管理料を下げっていく計画でございましたけれども、皆さんご存じのとおり、令和3年当時はコロナ禍が収束しておりませんでしたので、先行き不透明な中で確実に発地市庭を管理運営していただくために、指定管理者と協議を行いまして、こちら議事録はございません。それで令和4年度以降、協議の結果、債務負担行為額として議会のほうの全会一致で議決をいただいております2,400万円で年度協定を結ぶこととしたとところでございます。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 次の質問の答弁もいただいているのですが、では次の質問に入らせていただきます。

令和3年度から令和7年度までの指定管理選定の際、業者から提示された指定管理料を基に選定が行われたはずですが。

資料をお願いします。〔巻末資料⑥―2〕

このグラフを見ますと、点線で示された右肩下がり、毎年100万円ずつ下がっていくのが、

シンワさんの提案した金額です。町がお支払いしたのは、一番上の2,400万円ですが毎年お支払いをしているこの金額ですね。この金額はトータルで1,000万円になるわけですが、2年目から5年目まで、この1,000万円。私の中では過払い金だと思っておりますけれども、1円も下がらず2,400万円支払われているわけですが、このようなことが起きる理由として、指定管理者と結ぶ協定書に金額の記載がないことが考えられると思っています。

なぜ契約書ともいえる基本協定書に提案金額が記載されていないのでしょうか。そして、当然支払うべき金額は、指定管理者選定時にフードサービスシンワから提案がありました金額であると思うわけですが、提案金額以上に支払われた金額がありますので、その理由を伺ったわけですが、先ほどの理由ということでよろしいでしょうか。

多分、そういうご回答だと思うのですが、ただ議事録がないのは、いかがなものかなと思います。公金を使うわけですので、きちんと議事録を残していただいて、誰にでも分かるようなものを残しておくということは、次の担当者のためにも必要なことだと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君） お答えいたします。

確かに議事録がなく、口頭での協議に基づいて指定管理料は2,400万円と決定いたしましたけれども、ただ、こちらは年度協定でございますので、令和3年度は当初から2,400万円の提案でございました。令和4年度以降から100万円ずつ下げることと、令和4年度の協定を結ぶ前にこういった協議がなされまして、実際には年度協定ですので、そこには当然決裁を受けて協定を結びますので、口頭記録はありませんけれども、その決裁という行為がありますので、そちらのほうで年度協定を結んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 当然相手からの通知書というものがあるという認識でよろしいのかどうか。また、決裁があるということですが、2年目の年は100万円下げたものが2,400万円ということで、100万円の余分な根拠、それは数字的な根拠があるのかどうか。

そこも併せて伺いたいと思います。

○議長（川島さゆり君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午後　１時３１分

再開　午後　１時３２分

○議長（川島さゆり君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長　菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君）　お答えいたします。

先ほどその通知をもってという条項ありましたが、あちらにつきましては、今回で言うところの当初、年度協定を結んだ2,400万円が、例えば2,500万円じゃないとできないよと、それ以降の変更に対する条項というふうに捉えておりますので、年度当初の協定自体は、協議によって2,400万円と決めさせていただいておりますので、先ほどのその書面をもってというのは、2,400万円を例えば2,300万円に戻すとか2,500万円にするとかという、当初の契約が、途中で契約が変更になるときの条項になると思います。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君）　答弁が終わりました。

８番、寺田和佳子議員。

〔８番　寺田和佳子君登壇〕

○８番（寺田和佳子君）　なかなかの理屈をいただきましてありがとうございます。

指定管理の選定は、金額と質のバランスで競争させているものです。実はもっと高い金額で契約していればしてもよかったということであれば、ほかの事業者も選定される可能性があったわけです。競争相手はもっとよい提案があったかもしれません。金額は少し高めだったとしても、そういうこともありますので、本来であれば提案書どおりの金額を基に、提案書どおりの金額を基にやるべきだなどと思います。

特に、自治体によっては富山市、日光市ですけれども、ガイドラインとかマニュアルをつくっておりまして、指定管理の。そこにはきちっと提案された金額を基に、協議の上やると

いうことであります。ただ、協議した結果が2,400万円ということで、ただ、その100万円の、2年目は100万円、3年目は200万円ですけれども、その数字の根拠、金額の根拠は今
言われていないのですけれども、それも伺ってよろしいでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長（菊池一成君登壇）〕

○観光経済課長（菊池一成君） お答えいたします。

まず、繰り返しになりますけれども、令和3年当時というのはコロナ禍が収束していない
という大変な状況でございました。その中で、先ほどもちょっと説明させていただいたので
すけれども、そもそも債務負担行為自体は4年分盛るわけなのですけれども、2年目以降の
4年ですね。そちらは2,400万掛ける4年ということで、もともと9,600万円という負担行
為を全会一致で議決をいただいております。ですので、こういった令和3年当時のコロナ
禍の中で、この予算いっぱい2,400万円で確実な運営をしていただくような形を取って
いただくために、2,400万円という設定にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番（寺田和佳子君登壇）〕

○8番（寺田和佳子君） お言葉を返すようですけれども、債務負担行為についてはその理屈
であっているのですけれども、私たち議員は、提案された金額というものを存じ上げなかつ
たというそういう条件であります。なので、本当に100万円下がっているかどうかは私たち
は知らない。ただ、町から提案された金額が2,400万円であったことは間違いないですけれ
ども、そこは知る由もなかったということだけはお伝えしておきたいと思えます。

次いきますけれども、こんなことがないように、基本協定書に提案金額をお書きしたらど
うかなというのが私の提案であります。担当者が変わっても、また町民が資料請求をしても、
指定管理者にとっても、毎回毎年どれぐらいもらえるのかきちんと分かるという意味でも、
基本協定書に記すべきではないかなと思うわけですが、それについての改善点はいかがで
しょう。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

○観光経済課長(菊池一成君) お答えいたします。

基本協定の仕方ですけれども、まず基本協定というのがありまして、年度協定という、繰り返しになりますけれども、これの協定の手法というのは、指定管理の中で一般的なやり方になっております。その中でもうちょっと繰り返しになりますけれども、やっぱり5年間という長い指定管理の期間になりますので、社会情勢等で、その金額とか、あと細かな金額だけじゃないと思いますけれども、その状況に応じていろいろ要素が変わってくることを、毎年度毎年度判断しながら指定管理料も含めまして契約できるような形で、こういった段階の協定になっております。ですから、基本的に基本協定の中には金額を盛り込まないというのが一般的なものでございます。

ちなみにフードサービスシンワ様におかれましては、県内あるいは県外でも、指定管理かなり受託している、指定管理にかなり精通している業者でございます。その中で、県内の自治体とどういう契約しているかというのは、今回こういった質問があったので調べさせていただいたところ、やはりどこの自治体も、当町と同じように基本協定と年度協定という同じスタイルで契約しておりまして、しかも、基本協定の中には金額はうたっていない。同じですね、別に定める形になっておりますので、この契約方式が一般的な契約方法ということで認識しておりますので、そちらを変えるという考えは現在ございません。

以上でございます。

○議長(川島さゆり君) 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番(寺田和佳子君) 一般的なものだとは、私も調査をして理解をしております。ただ、基本協定書に書いていないところがないわけではない。そのほうが分かりやすく、私たちも理解しやすい。一般町民にとってどうやったら一番理解しやすいのかを考えていただきたいのと、あと、年度ごと変化していくところでは、上限額町で決めていますので、それ以上になることはないとして、その年々に、指定管理料を変化することはできます。変更することはできますので、基本協定書に覚書程度で書いておく、少なくとも書かなくても覚書を交わすぐらいはしておいたほうがよろしいかなと思ったのですけれども、それについては今後の、5年後になりますけれども、指定管理の改善で取り組んでいただければと思います。

続いていきます。

次に、町が行った電気料の補填について伺ってまいりたいと思います。

資料3をご覧ください。〔巻末資料⑥―3〕

ここにある一番上の段の予算というのは、フードサービスシンワ、指定管理者がその年度ごと予算を立てるのですけれども、立てた金額です、1,600万円。実績としては1,200万円、令和5年度ですけれども、要するに予算よりも少ない金額で収まっているという状態です。

同様に、令和6年度も1,200万円を盛り込んだけれども、実績としては900万円、950万円程度で収まっているということになります。その下のほうをご覧ください。町は、年度当初から電気料の高騰という名目で490万円ずつを予算化しております。この補填ですけれども、そもそもシンワが立てた予算で実績収まっている状況であります。予算を立てたと。この490万円の根拠、数字の根拠ですね、これがどういう計算なのか、私たちにはちょっと分からなかったの伺います。

また、補填に対しては、事業者と協議した結果であると思っておりますけれども、この議事録も取っていらっしゃると当然思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君） お答えいたします。

これは4点目の質問の内容と同じということですのでよろしいでしょうか。

今お示しいただいております令和6年度が電気代1,200万円で、5年度が1,600万円という、この数字ですけれども、こちら収支報告書の電気料予算になります。この今私申し上げた金額の中には、指定管理者が一旦立て替え売買するテナント分と、あと町からの電気代高騰の490万円、先ほど言っていた。それプラス本来指定管理者が払う電気代、それを含めた合計金額がこの1,200万、1,600万となっておりますので、含んでおりますので、当然そこで予算は足りるはずで、490万円もそこに含めておりますので、高騰分も。その金額になりますので、予算内に収まっている形になっております。

また、その490万円の根拠につきましては、当時電気代ですのでちょっとあまり読めない部分があるのですけれども、指定管理者の中で、協議の中で見込みの中で490万円ぐらいということで、補填が必要だという試算の中で決めた490万円でございます。

以上でございます。

あと議事録のお話になりますけれども、こちらで議事録等はございません。

④ 本来その施設の中で払わなければいけない金額とは(?)何を差すのか

初期の募集要項では、前年度の実績額の110%以下は町の負担(指定管理料)とし、超えて分については、指定管理者の負担とある。補填すべき根拠はない!!

こちら電気代を補填している根拠なのですが、年度協定で定められた指定管理料のこのうちの電気代で、純粹にそういったテナントの建て替えだとかそういったものを抜きにして、本来その施設の中で払わなきゃいけない金額を超えた分を補填する協定書というのを年度協定書とは別に契約を取り交わしまして、それを基に補填しておりますので、議事録というのは存在していません。

以上でございます。

○議長(川島さゆり君) 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

(8番 寺田和佳子君登壇)

○8番(寺田和佳子君) 新たに電気の協定書があるということが明らかになりましたが、電気料の高騰分ということですので、電気料の単価が幾らから幾らになったのかということで、各年度単価と数量を示していただきたいと思うのですが、数量に関しては、町が省エネ対策を行っていらっしゃいますよね、お金を出して。そういうところで経営努力もあるかと思います。なので、前年度の電気料掛ける単価がどれくらい上がったのかということで、高騰分をお支払いするのではないかなと思うわけですが、その単価については幾らから幾ら上がったのか、そこが490万円に相当するものなのかというのが全く分からないものですから伺っております。

○議長(川島さゆり君) 答弁願います。

菊池観光経済課長。

(観光経済課長 菊池一成君登壇)

○観光経済課長(菊池一成君) お答えいたします。

その電気の単価自体が資料ありませんし、通告にもありませんでしたので、分かりません。

以上でございます。

○議長(川島さゆり君) 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

(8番 寺田和佳子君登壇)

○8番(寺田和佳子君) 単価高騰ということですので、単価と数量が出てくるのは想定できるかなと思うのですが、いいです。今いただかなくて結構ですので、全員協議会、どこでも結構ですからデータをいただきたいと思います。

さらに、5番に入ります。

電気料高騰への補填は、令和4年度から行っておりますが、補填基準は協定書、年度協定書のどちらにも記載がなかったもので、いかがしたものかと思ったわけです。事業者が自ら立てた予算を守れている状態で、契約書とも言える協定書にも記載がなかったもので、どういう法的根拠で行ったのかというのが疑問でした。ですが、先ほど答弁いただきましたが、電気料に関しては協定書は別にあるということですので、また資料請求をさせていただいて、情報公開請求させていただいて、また考えてみたいと思います。

でも、同様に記載がないのが令和5年度から始まった返納制度です。基本協定書にはあるのですが、令和5年度の4月1日より運営されることになりました基本協定書は変更されているのですが、6年度以降の年度協定書には記載されていないのですが、これは6年度も7年度も同様ですよという意味合いを持っていらっしゃるのか、ちょっと伺っておきます。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君） 答えいたします。

令和5年度は、コロナ禍も収束しまして、指定管理者の当町提案の趣旨にのっとり指定管理料を下げるという目的で返納していただくという、そういうた制度ですね。基本協定においては変更協定を結んでおります。

令和6年度以降に記載していない理由なのですが、基本協定に基づきまして当該年度末に返納額についての協議書を指定管理者より提出していただきまして、当初の年度契約と別に変更年度協定、そちらを結び返納をしておりますので、当初の年度協定にその旨の記載はございません。

なお、令和7年度の変動につきましては今後の協議となる予定でおります。

電気代のことにつきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） いっぱい協定書があるということで、なかなか町民が情報にたどり着くのはなかなか難しいなというのを実感しております。

6番に入ります。

本件は町の監査対象の改定ですけれども、監査委員はどのような見解をお示じでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

依田監査委員。

〔監査委員 依田 功君登壇〕

○監査委員（依田 功君） お答えします。

指定管理者選定時に業者から提案された指定管理料を支払うべきとの議員の見解につきましては、監査委員の立場から申し上げれば、債務負担行為の議決を受け、基本協定及び年度協定に基づき支払われている以上、指定管理者選定における提案資料と協定の内容が異なるからといって、財務に関する事務の執行自体に問題があるとは認められません。

そのほかの議員の指摘につきましても、明らかに問題というべき点は見当たらないと考えております。

なお、ほかの監査事項との兼ね合いもありますが発地市庭の指定管理に関する定期監査または財政援助団体等監査については、優先的に実施するよう検討しております。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） ありがとうございます。

参考までに伺いたいのですけれども、町内全ての指定管理施設の監査はどの施設も毎年行っているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（川島さゆり君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時53分

○議長（川島さゆり君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

依田監査委員。

〔監査委員 依田 功君登壇〕

○監査委員（依田 功君） お答えいたします。

監査の対象は多岐にわたりますので、全てについて詳細に監査を一度にすることは難しいのが現状です。今年度は、くつかけテラス、それから観光振興センター、観光会館をただいま実施中でございます。要請に応じて施設を選定して実施しておる状況でございます。

以上です。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 分かりました。仕事量が多いので毎年はできていないということですね、分かりました。

参考までに、長野市がつくる指定管理者制度ガイドラインの中には監査委員からの指摘が掲載されています。それによって、その監査委員からの指摘によって明瞭な指定管理施設の会計処理が行われるようになっております。監査委員の指摘が生かされたすばらしい事例がいくつもありますので、参考にしていただきたいなと思いますし、長野市は普通の監査以外に包括監査もやっておりますので、それも参考にしていただければなどと思います。

では、後半の質問に入ります。

令和8年度からの発地市庭指定管理者選定では、初めて合計点を評価する方法、これを得点方式と言いますが、それと各委員の評価順位を評価する方式、順位方式の2つの評価で決定されるようになりました。しかし、1位になった方がそれぞれ異なったため、協議を行いフードサービスシンワさんに決定しました。続けてということですね、この際の審議会の在り方及び公平性・透明性・経済性の観点から、私としては看過できない重大な問題があるなと考えましたので、以下の点について町に伺ってまいります。

（1）です。本指定管理者選定審議会が公開されない理由は何なのでしょう。また議事録もないようですが、町民からすると透明性を感じないのですが、なぜ議事録を作成しないのでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

荒井総務課長。

〔総務課長 荒井和彦君登壇〕

○総務課長（荒井和彦君） 寺田議員の一般質問に対する答弁に先立ち、基本的な町の認識に

ついて申し上げます。

議員ご質問の指定管理者の指定については、選定審議会による厳正な審査、そして、議会での慎重なご審議を経て、既に本会議で可決をいただいている確定事項であります。令和7年12月会議において提案説明から始まり、議案質疑、委員会での審議、また、議会の要求に応じた追加資料の提出など、慎重審議いただいた指定管理者の選定における議決までのプロセスに対し、重大な瑕疵があるかのような前提で議論を蒸し返すことは、行政の運営の法的安定性を損なうのみならず、議会自らの決定を軽んじることになりかねないと、深い危惧を抱いております。

町といたしましては、既に適正に完了した手続であるものと確信しております。寺田議員からの幾つかのご質問に関しては到底受け入れられるものではございません。しかしながら、議会より一般質問の事前通告をいただいております、答弁をする義務がございますので、議会のルールにのっとり、ただいま申し上げたことを念頭に答弁をさせていただきます。

それでは（１）の質問にお答えいたします。

選定審議会の非公開及び議事録の取扱いについては、次の２点から適正に運用をしております。

第１に、審議の過程では、申請団体の経営ノウハウや独自の事業計画といった営業秘密を扱うため、これらを保護し公平な競争環境を維持する必要があります。

第２に、委員が周囲からの圧力、または利害関係に左右されず、専門的な知見から自身の考えの中で審査を行える環境を確保するためです。

以上のことにより、指定管理者選定審議会の組織及び運営に関する要綱に規定した上で非公開としています。

議事録の作成については、選定に係る審議会は各位の採点及び評価という意味決定のプロセスそのものを目的としており、個々の委員の断片的な発言を記録する議事録ではなく、審査の結果及び審議会としての最終的な選定理由を記録した経過書を作成することで、町としての意思決定を明確に記録しております。委員の発言を特定する形式を取らないことは、外部委員が独立した立場で公正かつ自由な審査を行うために不可欠な運用であり、経過書の作成をもって透明性は十分に担保されていると認識していることから、議事録の作成は行っておりません。

以上です。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8 番、寺田和佳子議員。

〔8 番 寺田和佳子君登壇〕

○8 番（寺田和佳子君） 最初に町の考えをいただきました。

ただ、私のほうは、議会では決めたでしょうけれども、私のほうは反対をしておりますので、あえてこの質問をさせていただいております。また、今までも議会が合意したことについて質問してきていますので、今回のことに関して改めて町のほうからご意見いただくということが不思議ではありますが、時間もないので次に進みます。

1 番の答弁に関してのさらなるご質問ですけれども、審議会の公開というのは、どこの自治体を見ても公開していないことは理解しております。ただ、例えば特に参考になる日光市ですけれども、日光市は指定管理者選定マニュアルをつくっておりまして、選定の理由、業務提案書、収支計画書などをいつ公表するか、時期についてもきちっと明記されております。私としてはここら辺も議事録も含めてつくるべきだと思います。特に指定管理者の選定プロセスは、行政の公平性が厳しく問われるため、記録の作成は特に重要視されると思います。やはり今後も議事録についてはつくらないというお覚悟でしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

荒井総務課長。

〔総務課長 荒井和彦君登壇〕

○総務課長（荒井和彦君） お答えいたします。

そうですね、先ほど議決されているという件ですが、これについては、今回の質問全てを否定するつもりはございません。ご提案等あれば、ただいまご質問いただいたようなものであれば、それはありがたく受け止めて参考にさせていただきたいと思います。

従いまして今の質問に関しても、日光市ですかね、参考にさせていただいて検討していきたいと考えております。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8 番、寺田和佳子議員。

〔8 番 寺田和佳子君登壇〕

○8 番（寺田和佳子君） 続けて2 番にまいります。

今回の審議では発地市庭以外の施設で、審議委員が利害関係者であったため審査から外れた例があります。施設ごとの公平感は保たれていないと感じるわけですが、なぜ審議委員を選定する段階で考慮をなさないのでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

荒井総務課長。

〔総務課長 荒井和彦君登壇〕

○総務課長（荒井和彦君） お答えいたします。

審議委員を選任する段階において、次期指定管理者にどのような団体が申請してくるか不明であることから、その段階において考慮することは難しいと考えておりますし、どのような方を選任しても、申請を行った団体との利害関係が判明する可能性はあります。

なお、今回の選定では、利害関係者がいたことにより8名から9名で審査を行った施設もありますが、この利害関係者を除籍したことにより、むしろ公平性の担保はされておりますし、審議会の会議要件である3分の2以上の委員の出席にも合致しておりますので、適切に運用されているものと考えます。

以上です。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 私が申し上げたのは、施設ごとの、一つの施設の中で公平性は保たれているということですが、6施設のうちの公平性は保たれていないと思っておりますので、伺っております。当然利害関係者がどこかで重複するということは考えられることでもありますし、審議委員の任期もあります。ですので、例えば必要な人数を補充するとか、もしくは今回の議会で提案されておりますプロポーザル、競争入札における審査委員会の設置が条例化で出されておりますが、このような中に指定管理者制度も入れてみたらどうかという、そのようなご提案なのですから、いかがでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

荒井総務課長。

〔総務課長 荒井和彦君登壇〕

○総務課長（荒井和彦君） お答えいたします。

指定管理者の条例については既に制定されておるわけです。今回のプロポーザルに絡む提案をさせていただいている制定につきましては、指定管理者の選定については除いているわけですが、今そういったお話を伺いましたけれども、すぐにどうこうできるということではありませんし、じゃ、指定管理のほうの条例を廃止するかとか、あと、いろいろな

性質が違うところもあると思いますので、その辺は、今の段階でこれという答弁はできません。

以上です。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） ご検討をお願いいたします。

では、次、続けていきます。

（3）です。管理経費の削減、評価表ですね、採点表ですね、審議委員の採点表の中で、管理経費の縮減の項目があります。この項目では、指定管理料を基に定量的に配点基準が示された中で採点を行います。

資料をお願いします。〔巻末資料⑥-4〕

少し見えにくいのですけれども、右側に点数と金額が書かれております。これは町が指定した採点、幾らだとゼロ点とか、ちょっと申し上げますと、1か所だけ少し間違ってたので、一番下の10点のところ、10点を取るためには2,099.5万円未満ですね、これ以下と書かれていますが、間違いです。私の間違いですけれども、ここを未満にさせていただいて見ていただくと、10点を取るためには2,099.5万円未満でないといけないと、さらに9点は2,099.5万円以上であると、このように指定管理量によって点数がもうきちっと分けられて定量的に決められているというものです。決められていますので、どの審議委員においても同じ点数がつくという状況になっております。

そこで伺います。これを見て、定量的にしっかりつければ、正確につければ、皆さん同じ点数になるはずなわけですが、一つ疑問があるところが一つあります。1年目の令和8年、一番左側ですね。左側の大澤屋さんの指定管理料の金額が、ちょうど2,470万円ということで、この表からするとゼロ点になってしまうのですね。ゼロ点。ただ、審議委員の方でゼロ点をつけた方は恐らくいらっしゃらないような点数の付け方でした。このようなことで、審議委員に対して、町のほうから評価に対してのレクチャーをきちとなさっているのかなという疑問があったのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

荒井総務課長。

〔総務課長 荒井和彦君登壇〕

○総務課長（荒井和彦君） 評価の乖離につきましては、令和7年12月会議において、議会から資料要求があり、審議委員各々の採点結果表や審査項目等を提出した上で審議いただき、既に議決いただいております。従いまして、このタイミングでこのご質問に答弁するのは適切と思いませんので、答弁は控えさせていただきます。

委員に対するレクチャーについてですが、評価に関するレクチャーを過度に行うことは、審査の独立性を阻害し、制度への不信感を抱かせるおそれがあることから、一定程度の事前確認にとどめることで、委員が専門的・経験的知見を最大限発揮できるものと考えております。

以上です。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 議決されたことなので、この点数については特に答弁がないということでしたけれども、このような、特に発地市庭は指定管理料を毎年下げてくるという、ちょっとイレギュラーな施設であります。ということは、毎年の指定管理料をあの表に当てはめて審査していく必要性があると思っております。ここは改善の余地があるかなと思いますので、今後の参考にしていただければと思います。

続けてまいります。

（4）です。令和5年4月1日より基本協定書が変更され、第26条の2、先ほど一番最初にお示ししました返納の制度が追加されました。したがって、指定管理料の評価は指定管理料返納後の金額で採点されるべきだと考えます。

ここでスクリーンをお願いします。（巻末資料⑥―5）

もう既に議決されたことで、またお返事いただけないかもしれませんが、これが返納後のことも考えて見ていただけると、また見るものが違うのかなと思いますが、今年ごとに2つのグラフが立っております。左側のほうのグレーのところがシンワさん。青と赤でつくられたところのグラフが大澤屋さんといって競争相手ですね。このように収支の計画、収益の上がり方が全く全然違うわけですが、この返納制度は、1年目、令和8年度大澤屋さんで見ますと946万円稼ぎます。返納する金額はそこに書かれております266万円。これで指定管理料がまた下がるということですが、こういうことも含めて評価をすべきではないかなということなのですが、町は返納後の金額で採点することに対して、どう評価なさっ

ているのか伺います。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君） お答えいたします。

指定管理料返納額は、過去年度が終わった後に決まるため、指定管理者選定審議会の際には分かりませんので、指定管理料の審査につきましては、あくまでも指定管理料の提案金額により採点されておるところでございます。こちら指定管理料の返納のそちらの条項を加えたことによりまして、収益が多く上がれば提案額以下での運営が期待できると捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） その年度が終わってからの評価ということですが、それを言
うたら、指定管理者の提案も全て架空というか、今後のことを見据えたことでありまして、
収益だけじゃないことは明白なわけですが、収益に関してはそういうお考えということで、
結果的に、稼がない企業であろうが今後収益を見ていくという表現なのかもしれませんが、
今の表を見て、シンワさんに高得点をつけた人はいるわけですが、そこら辺も考えて、
やはり審議委員の評価が本当に正しいのかという疑問が私の中に残るのは普通ではないかな
と思っております。

次（5）に入ります。

フードサービスシンワは令和5年度及び6年度収益を上げております。しかし、今回の選
定時に提案された収支計画、先ほど見ていただいたグレーのところですね。ほとんど収益が
上がる計画ではないのですが、なぜこのようなことが起きるのか、シンワさんから聞いてい
らっしゃいますか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君） お答えいたします。

プレゼンテーションにおいて、フードサービスシワより当該理由等の説明はありませんでしたので、町としましては理由については承知しておりません。

ただし、提出された書類とプレゼン内容に基づき、各委員が利用促進や地域活性化に資する運営が図られ、農業振興及び農業者の利益となるなど、様々な観点から本来の目的を鑑み、その妥当性や信頼性を点数として厳格に評価したものであると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。寺田議員あと10分でございます。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 私からしますと、利益を圧縮しているように感じるわけです。実績が五、六年もうありますし、7年度どうなるか分かりませんが、収益を上げている企業があります。先ほどの毎年20万円、30万円程度の企業ではないと思っていますので、ここはちょっと疑問が残るところであります。

（6）にまいります。選定時の収益計画の健全性・安定性の評価の項目では、返納金の原資となる収益額、先ほど出しましたグラフを評価する審査項目であります、より収益額の多い方が評価も高くなる。しかし、返納金については定量的な基準が設けられておりません。審議委員の主観で評価にばらつきがあるように感じられます。

それでご提案です。透明性のある、公平な選定ができていないと思いますので、何か具体策、選定ができていとおっしゃるのでしょうかけれども、具体策があれば伺います。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

荒井総務課長。

〔総務課長 荒井和彦君登壇〕

○総務課長（荒井和彦君） お答えいたします。

返納金につきましては、管理経費縮減の項目において安定した収入の確保という視点の1つとして加え、審査をしておりますが、返納金はいくまでも効率的な運営の結果として生じる収益の一部を町に還元する仕組みであります。本項目においては単なる数字の大きさを競わせているのではなく、その収益予測には生産者との関係性や目的の理解度など安定的な運営に関する信頼性及び根拠があるかとともに事業計画等と照らし合わせて評価していることから、定量的な基準を設けておりません。

採点のばらつきについても、各委員がそれぞれの専門的知見に基づき独立して評価を行っている証であり、その多様な視点による合議こそが、特定の意向に左右されない公平な選定を確保担保するものであると考えます。

以上です。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） （7）番にまいります。

指定管理者の応募要項には、施設の管理に関わる収支計画を含めた複数の申請書において任意様式での申請を求めています。これでは比較検討しにくい現状ではありますが、少なくとも、基本となる基本的な施設の管理に関わる収支計画においては、審議委員が比較しやすい様式を町が用意すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

荒井総務課長。

〔総務課長 荒井和彦君登壇〕

○総務課長（荒井和彦君） お答えいたします。

申請団体の創意工夫や独自の経営手法を妨げないように、現在は任意の様式としております。

しかし、審査効率の観点から、より比較検討が容易となるような資料の作成の周知、工夫に努めてまいります。

以上です。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） （8）番に入ります。

フードサービスシンの収支計画には本社経費が計上されております。ちなみに大澤屋さんには本社経費が計上されておりました。企業では普通のことであると思いますが、指定管理事業の場合は、本社経費とは会計を独立させる、本社とは会計を独立させるということから考えると不適切だと考えるわけですが、なぜ町はお認めになっているのでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

○観光経済課長（菊池一成君） お答えいたします。

指定管理者制度において、施設運営に必要な経理、採用、研修、福利厚生や緊急時における応援体制の維持など、人事労務等の管理機能に係る本社経費を含めることは他自治体においても必要経費として整理されており、当町におきましても、施設運営に必要な管理経費であり、不適切なものとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 不適切ではないと。

先ほど監査のお話から長野市の事例を出させていただきましたが、長野市は本社経費認めておりますと。ただ、認めるに当たっては段階がありました。監査の報告、指摘事項として、本社経費はその性格上盛り込むべきものではないが、ただ、盛り込んだ場合、大きな変動がないはずである。原則として予算の金額と決算の金額に差異は生じるべきではないと、こういう指摘があったりもしております。

また、本社経費を認めるということは、利益の金額をマイナスもしくは大幅に圧縮する可能性のあるということです。もし認めるのであれば、基本協定書にお書きになるべきかなと思います。それも根拠を込めて、根拠を記してということですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（川島さゆり君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

○議長（川島さゆり君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

菊池観光経済課長。

〔観光経済課長 菊池一成君登壇〕

※ 既に「本社経費」として本社にお金が還流（流出）する事は認めているのに、軽井沢町の指定管理制度には「マニュアル」がない。では何を以てその金額が適正だと判断しているのか？

○観光経済課長（菊池一成君） お答えいたします。

今回、※当町そういったマニュアルに定めがありませんので、今後そこら辺検討していきたいと考えております。

ちなみに、今回先ほど同じ話をさせていただいたのですけれども、フードサービスシンワさん、県内にも、ほかの自治体でも同じような形で協定を結んでいるのですけれども、どの自治体もこういった経費認めているというようなことでの確認は取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8 番、寺田和佳子議員。

〔8 番 寺田和佳子君登壇〕

○8 番（寺田和佳子君） きちんと本社経費に関する決めごとをして実施されることを望んでいきます。

まだフードサービスシンワさんがたくさん施設を持っていच्छやるということで、私も存じ上げておりますけれども、そうではなくて、ほかの自治体はどうやって指定管理を明確に透明性を持ってやっているのかという参考にしてほしいと思っています。シンワさんがどうのこうめではなくて、今後どの団体が来ても、透明性を持って接することができるという意味では、ほかの自治体を参考にしていくべきかなと思っていますので、そこら辺のことを考えていただけたらと思います。

最後の質問に入ります。

これについては答弁はいただけないのかなと思うのですが、削除いたします。

以上をもって、寺田和佳子の……。じゃ、最後の質問いきますが、明らかな制度設計ミスと採点ミスを是正して再計算した場合、順位が逆転する可能性があると考えておりますが、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（川島さゆり君） 答弁願います。

荒井総務課長。

〔総務課長 荒井和彦君登壇〕

○総務課長（荒井和彦君） お答えいたします。

選定はあらかじめ公表したルールにのっとり、かつ冒頭に申し上げたとおり適正なプロセスを経て行われ、既に議会の議決をいただいている確定事項であります。瑕疵は認められず、

✓
制度設計上のミスや採点における誤りは明らかに存在いたしません。したがって再計算等を行う必要は一切ございません。

以上です。

○議長（川島さゆり君） 答弁が終わりました。

8番、寺田和佳子議員、あと28秒です。

〔8番 寺田和佳子君登壇〕

○8番（寺田和佳子君） 指定管理者制度は透明性を持って、市民町民の立場に立って分かりやすいものを目指していただきたいなと思いますし、先ほど公になったのは様々な協定書があるのだということを理解しましたので、また、情報公開請求させていただいて、精査させていただきたいと思います。

以上で、寺田和佳子の一般質問を終わりにいたします。

○議長（川島さゆり君） 以上をもちまして、8番、寺田和佳子議員の一般質問を終了いたします。

しばらく休憩といたします。

再開は午後2時35分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（川島さゆり君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様、静粛に願います。

次に進みます。

◇ 中 澤 睦 夫 君

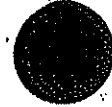
○議長（川島さゆり君） 通告順8番、6番、中澤睦夫議員。

〔6番 中澤睦夫君登壇〕

○6番（中澤睦夫君） 6番、中澤睦夫でございます。

証拠資料 (B) - 1

財政係長



第11 関係 様式第1号)

施工

委託

変更

協議書

決裁	町長	副町長	課長	課長補佐	係長	係員

協定名	軽井沢町農産物等直売施設 軽井沢発地市庭 指定管理料電気料 高騰に係る協定書	場所	軽井沢発地市庭	
電気料金 戻入金額	金 304,414 円	期間	令和4年4月1日 令和5年3月31日 (指定管理期間 R3~R7)	変更 工期 令和 年 月 日
協議年月日	令和5年4月26日			
立会者	発注者	観光経済課農林振興係 担当		
	受注者	軽井沢発地市庭指定管理者(株) フードサービスシノワ 代表取締役社長		
協議事項	軽井沢町と株式会社フードサービスシノワが、令和4年12月23日に軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭指定管理料電気料高騰に係る協定書に関して、締結した電気料高騰支援金の年度末清算について、協議をお願い致します。			
協議及び 打合事項	1 当初契約 2 設計図書 3 測量 4 準備工 5 用地補償 6 本工事 7 附帯工事及び補償工事 8 安全管理 9 仮設工 10 検査 11 品質管理 12 写真 13 データ資料 14 出来高 15 完成時 16 その他			
協議事項 (発注者・受注者)		処理事項 (発注者・受注者)		
令和5年4月26日に関西電力の請求額が確定し、		了承した。		
令和4年度電気料が確定したため、次のとおり		戻入額 304,414 円 について		
同う。		戻入証を作成するので、		
1. 令和4年度電気料金計上額		支払をお願いする。		
金 6,400,000 円				
2. 令和4年度電気料金実績額				
金 6,995,586 円				
3. 計上差額				
金 595,586 円		総支払 9,694,142		
4. 令和4年度電気料金補填額		総収入 2,698,556		
金 900,000 円		計 6,995,586 円		
5. 令和4年度電気料戻入額				
金 304,414 円				
については、上記 304,414 円について戻入としたい。				

(B) -2



6. 5. 9

(第11 関係 様式第1号)

施工

委託

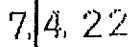
協議書

変更

決裁	町長	副町長	総長	課長補佐	係長	係員

委託事業名			場所		
請負金額	金 2,111,082 円	工期	令和5年4月1日 令和6年3月31日 (指定管理期間 R3~R7)	変更 工期	令和 年 月 日
協議年月日	令和6年4月25日				
立会者	発注者	観光経済農林振興係 担当			
	受注者	軽井沢発地市庭指定管理 (株) フードサービスシンワ 代表取締役社長			
協議事項	軽井沢町と株式会社フードサービスシンワが、令和5年4月1日に軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭指定管理料電気料高騰に係る協定書に関して、締結した電気料高騰支援金の年度末清算について、協議をお願い致します。				
協議及び打合事項	1. 当初契約 2. 設計図書 3. 測量 4. 準備工 5. 用地補償 6. 本工事 7. 附帯工事及び補償工事 8. 安全管理 9. 仮設工 10. 検査 11. 品質管理 12. 写真 13. データ資料 14. 出来高 15. 完成時 16. その他				
協議事項 (発注者・受注者)		処理事項 (発注者・受注者)			
令和6年度4月24日に関西電力の請求額が確定し 令和5年度電気料が確定したため、次のとおり 伺う。					
1. 令和5年度電気料金計上額 金 0,400,000 円					
2. 令和5年度電気料金実績額 金 0,188,918 円		了承した。			
③ 計上差額 金 2,788,918 円		精算額 2,111,082 円について、 支払をお願いする。			
4. 令和5年度電気料金補填指定管理料 金 4,000,000 円					
5. 令和5年度電気料戻入額 金 2,111,082 円					
ついては、上記2,111,082 円について戻入したい。					

7 4, 25



協議書

協議年月日

2025年4月22日

協議事項		処理事項
甲	令和7年4月15日に関西電力の請求が確定し 令和6年度電気料が確定したため、次のとおり 伺う。	
1	令和6年度電気料金計上額 金6,400,000円	
2	令和6年度電気料金実績額 金6,619,079円	
3	計上差額 金219,079円	了承した。 精算額 4,680,921円について 支払いをお願いする。
4	令和6年度電気料金補填指定管理料 金4,900,000円	
5	令和6年度電気料戻入額 金4,680,921円	
	については上記4,680,921円について戻入したい。	

証拠資料 (C) - 1

様式第2号 (第4条関係)

8 軽 観 第121号

令和8年6月30日

公文書の公開請求に係る決定通知書

様

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年6月18日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公開します。

公開請求のあった公文書	①「発地市庭」のR8年度電気料及び電気料高騰支援分 内訳について (1)指定管理料予算請求積算書の内電気料の積算根拠 を「シンワ社分」「シンワ社以外分」に区分した公 文書 (2)R8年度当初予算に計上した電気料高騰分100万を算 定した際の観光経済課の内部検討資料
公開部分	①-(2)R8年度当初予算に計上した電気料高騰分100万を 算定した際の観光経済課の内部検討資料
公開できない部分	①-(1)指定管理料予算請求積算書の内電気料の積算根拠 を「シンワ社分」「シンワ社以外分」に区分した公文 書 ①-(3)事業者から提出された電気料高騰分の要望書類 (1003頁)
公開できない理由	当該文書が存在しないため (書面にお要望も存在しており、 基本勘定書に違反している)
公開する日時	下記代金受領後受領後 ※写しの代金 10円 (10円×1枚)
公開する場所	軽井沢町役場

公文書の公開請求に係る決定通知書

様

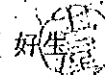
軽井沢町監査委員

依田



軽井沢町監査委員

土屋



令和 8 年 5 月 26 日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり一部を公開します。

公開請求のあった公文書	R. 3 ～ R. 7 年度の指定期間内に実施された「発地市庭」の監査報告書。 公開内容の詳細は別紙の通りです。 (別紙) 「請求する公文書の名称又は内容」 1 <u>令和 3 年度～ 7 年度の指定管理期間</u>において「軽井沢発地市庭」の指定管理業務、財務処理、および経理処理に係る「<u>定期監査結果報告書</u>」およびこれに類する一切の<u>監査報告書類</u>。(不存在) 2 上記 1 の監査報告書類が作成されていない（または監査自体が実施されなかった）場合において、町監査委員（または事務局・観光経済課）が、同施設を監査対象から除外、または実施を延期・見送り・中止することを決定した際、内部で作成された理由説明書、検討会議の議事録、および町長や監査委員まで回った決裁文書（起案書・稟議書）一式。(不存在) ③ 議会等の一般質問における「多忙を理由に監査を実施していない」との見解（答弁）を町側が作成・調整した際、監査委員事務局、又は町長部局（総務課・観光経済課等）との間で交わされた答弁作成に係る起案文書、<u>内部検討メモ</u>、及び電子メール等の記録一式
公開できる部分	公開できない部分以外の部分 (自由回答形式の内部メモの公開)
公開できない部分	公文書公開請求書別紙記載内容のうち、 ① 令和 3 年度～ 7 年度の指定管理期間において「軽井沢発地市庭」の指定管理業務、財務処理、および経理処理

	に係る「 <u>定期監査結果報告書</u> 」およびこれに類する一切の監査報告書類。 ② 上記1の <u>監査報告書類</u> が作成されていない（または監査自体が実施されなかった）場合において、町監査委員（または事務局・観光経済課）が、同施設を監査対象から除外、または実施を延期・見送り・中止することを決定した際、 <u>内部で作成された理由説明書、検討会議の議事録、および町長や監査委員まで回った決裁文書（起案書・稟議書）一式</u>
公開できない理由	<u>存在しないため。</u>
上記理由がなくなる時期	—
公開する日時	— ※ 費用の支払後に交付します。
公開する場所	軽井沢町役場窓口又は郵送 ※ 郵送の場合は、実費を負担してください。
担当課	監査委員事務担当 電話 0267-45-8298

- （備考）
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、軽井沢町に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、軽井沢町を被告として（訴訟において軽井沢町を代表する者は軽井沢町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

（注） 写しの作成に要する費用（10円）をお支払いください。

内部X2

(D)-3

✓

公文書の3.に対する公開文書
(請求)

令和8年6月9日

総務課 氏より受領

④ ■ 指定管理者選定における提案資料と協定の内容が異なること
(自問) については、監査委員は感知しないのか。

(自答) 指定管理者選定における提案資料と協定の内容が異なること自体により、経済性、効率性に悪い影響があるとは言えませんので、本件について重要視するところではないと考えております。

⑤ ■ 令和3年度から令和7年度までの発地市庭における指定管理料は適正であったと考えているのか。

(自答) 発地市庭の指定管理料については、利用者の多い商業型の施設であることに鑑みますと、その支払又は額の合理性について、丁寧で分かりやすい説明が必要であると考えておりますが、現時点で「適正でない」とは考えておりません。

⑥ ■ なぜこれまで発地市庭の指定管理料についてしっかりと監査しないのか。

(自答) 監査の対象は多岐にわたりますので、全てについて詳細に監査することは難しいのが現状です。

保証拠資料(E) ✓
才之期公第(第礼)提案の収支計画書

1. 各年度指定管理費見込額

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	指定管理費5年間の合計
指定管理費見込額	24,000,000	23,000,000	22,000,000	21,000,000	20,000,000	110,000,000

単位:円

(国井沢市指定管理費収支計画表(令和3年度~令和7年度))

2. 令和4年度修井機他地所収支計画

科目	3年度見込額	4年度見込額	5年度見込額	6年度見込額	7年度見込額	5年度 令和4年度~令和7年度 指定管理費5年間の合計
収入						
収入合計	54,298,200	54,757,450	54,891,600	54,792,580	54,483,755	273,223,585
人件費	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	125,000,000
燃料費	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	750,000
電料費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000
材料費	2,380,000	2,380,000	2,380,000	2,380,000	2,380,000	11,820,000
賃借料	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	3,500,000
委託料	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	47,500,000
旅費	7,700,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000	38,500,000
水料	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	8,000,000
雑費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,000,000
経費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	6,000,000
経費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	2,500,000
委託料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	1,500,000
委託料	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	4,000,000
委託料	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	7,500,000
委託料	3,977,000	3,977,000	3,977,000	3,977,000	3,977,000	19,885,000
委託料	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	2,200,000
委託料	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	1,650,000
委託料	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	655,000
委託料	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	2,200,000
委託料	1,204,000	1,204,000	1,204,000	1,204,000	1,204,000	6,020,000
委託料	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	110,000
委託料	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000	2,800,000
委託料	1,452,000	1,452,000	1,452,000	1,452,000	1,452,000	7,260,000
委託料	770,000	770,000	770,000	770,000	770,000	3,850,000
委託料	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	825,000
委託料	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	6,500,000
委託料	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	550,000
委託料	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	2,750,000
委託料	740,000	740,000	740,000	740,000	740,000	3,700,000
委託料	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	2,200,000
委託料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	1,500,000
委託料	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	825,000
委託料	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	6,000,000
委託料	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	13,000,000
委託料	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000
委託料	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	12,500,000
委託料	54,192,000	54,192,000	54,192,000	54,192,000	54,192,000	271,756,000
委託料	107,200	565,350	699,500	600,530	271,755	

証拠資料(F)-1

軽井沢発地市庭令和3年度収支報告書

収入の部

単位:円

科 目	年間予算額	年間実績	執行率
1 指定管理料	24,000,000	24,000,000	100%
2 利用料収入	5,320,000	4,832,799	91%
3 管理手数料(使用料)	20,500,000	21,899,923	107%
3 光熱水費受入	1,650,000	2,107,621	128%
4 太陽光発電売電収入	1,100,000	1,130,702	103%
5 自動販売機収入	400,000	385,786	96%
6 自主事業収入	1,329,200	10,543,903	793%
7 その他		3,144	
当期収入合計 (A)	54,299,200	64,903,878	

支出の部

科 目	年間予算額	年間実績	執行率
1 人件費	25,000,000	25,000,000	100%
常勤職員			
非常勤職員			
2 旅費	150,000	46,640	31%
3 交際費	100,000	145,613	146%
4 一般需用費	2,360,000	1,649,896	70%
消耗品費	1,760,000	1,290,061	73%
印刷製本費	600,000	227,810	38%
その他		132,025	
5 光熱水費	9,000,000	7,260,927	
電気		6,441,971	
水道	9,000,000	749,676	81%
ガス		69,280	
6 修繕費	1,300,000	1,879,960	145%
7 役務費	2,500,000	1,836,085	73%
通信運搬費	800,000	485,015	61%
広告宣伝費	1,650,000	1,347,070	82%
その他	50,000	4,000	8%
8 委託料	6,672,000	4,568,060	68%
電気工作物保守	330,000	297,000	90%
消防設備保守	220,000	198,000	90%
受水槽・飲料水検査	131,000	79,200	60%
自動ドア保守	440,000	396,000	90%
警備	1,204,000	726,000	60%
空気環境測定等	22,000	19,800	90%
廃棄物処理	660,000	617,760	94%
外部委託清掃(トイレ)	1,320,000	916,000	69%
定期清掃	720,000	600,000	83%
鼠等害虫駆除	165,000	132,000	80%
除雪	1,000,000	352,000	35%
設備定期点検	110,000	46,200	42%
庭園管理	250,000	0	0%
その他	100,000	188,100	188%
9 使用料及び賃借料	640,000	511,643	80%
事務機器リース等	440,000	225,808	51%
その他	200,000	285,835	143%
10 手数料	100,000	0	0%
11 備品購入費	165,000	0	0%
12 事業費	1,200,000	13,000,968	1083%
報償費		0	
賃借料			
運搬費		138,156	
印刷費		1,600,376	
委託料		1,527,282	
その他		9,735,174	
13 納付消費税	2,500,000	2,500,000	100%
14 管理経費等納付支出	100,000	79,308	79%
自動販売機電気料納付支出	100,000	79,308	79%
公衆電話料金納付支出	0	0	
利用料納付支出	0	0	
修繕費返納支出	0	0	
15 雑経費	2,500,000	2,500,000	100%
当期支出合計 (B)	54,287,000	60,979,100	112%
収支差(A)-(B)	12,200	3,924,778	

(F) -2

軽井沢発地市庭令和4年度年間実績

収入の部

単位:円

科 目	年間予算額	年間実績	執行率
1 指定管理料	24,000,000	24,000,000	100.0%
2 指定管理料(電気料金補填)	900,000	595,586	66.2%
3 利用料収入	5,124,820	5,111,027	99.7%
4 管理手数料(使用料)	20,500,000	24,560,329	119.8%
5 光熱水費受入	1,750,180	3,096,721	176.9%
6 太陽光発電売電収入	1,100,000	1,133,613	103.1%
7 自動販売機収入	400,000	529,572	132.4%
8 自主事業収入	2,045,000	12,343,388	603.6%
9 その他	0	8,155	
当期収入合計 (A)	54,920,000	71,682,805	130.5%

支出の部

科 目	年間予算額	年間実績	執行率
1 人件費	26,600,000	27,160,000	102.1%
常勤職員			
非常勤職員			
2 旅費	300,000	168,156	56.1%
3 交際費	150,000	79,828	53.2%
4 一般需用費	900,000	1,509,393	167.7%
消耗品費	300,000	1,374,793	458.3%
印刷製本費	450,000	0	0.0%
その他	150,000	134,600	89.7%
5 光熱水費	7,000,000	10,599,457	151.4%
電気	6,400,000	6,995,586	109.3%
水道	7,000,000	78,738	1.1%
ガス		826,577	11.8%
6 修繕費	1,300,000	1,326,600	102.0%
7 役務費	2,850,000	2,277,190	79.9%
通信運搬費	800,000	601,960	75.2%
広告宣伝費	2,000,000	1,673,230	83.7%
その他	50,000	2,000	4.0%
8 委託料	7,202,000	4,399,640	61.1%
電気工作物保守	330,000	297,000	90.0%
消防設備保守	220,000	198,000	90.0%
受水槽・飲料水検査	131,000	79,200	60.5%
自動ドア保守	440,000	396,000	90.0%
警備	1,204,000	869,000	72.2%
空気環境測定等	22,000	19,800	90.0%
廃棄物処理	660,000	617,760	93.6%
外部委託清掃(トイレ)	1,320,000	904,000	68.5%
定期清掃	1,000,000	600,000	60.0%
鼠等害虫駆除	165,000	138,600	84.0%
除雪	1,000,000	88,000	8.8%
設備定期点検	110,000	24,200	22.0%
庭園管理	500,000	0	0.0%
その他	100,000	168,080	168.1%
9 使用料及び賃借料	540,000	535,150	99.1%
事務機器リース等	440,000	234,960	53.4%
その他	200,000	800,190	150.1%
10 手数料	100,000	0	0.0%
11 備品購入費	165,000	0	0.0%
12 事業費	1,300,000	11,418,032	878.3%
租税			
賃借料		389,400	
運搬費		187,000	
印刷費		458,144	
委託料		0	
その他		10,383,488	
13 納付消費税	2,660,000	2,716,000	102.1%
14 管理経費等納付支出	100,000	115,213	115.2%
自動販売機電気料納付支出	100,000	115,213	115.2%
公衆電話料金納付支出	0	0	
利用料納付支出	0	0	
修繕費返納支出	0	0	
15 本仕経費	3,000,000	3,300,000	110.0%
16 電気料金補填戻入	900,000	304,414	33.8%
当期支出合計 (B)	54,267,000	65,909,073	121.5%
収支差(A)-(B)	653,000	5,773,732	

電気料金補填に伴う補填①

900,000 円

実績②

595,586 円

戻入額①-②

304,414 円

(F) - 3

軽井沢発地市庭令和5年度収支報告書

収入の部

単位: 円

科 目	年間予算額	年間見込	執行率
1 指定管理料	24,000,000	24,000,000	100%
2 指定管理料(電気料補填)	4,900,000	4,900,000	100%
3 利用料収入	5,000,000	4,926,383	99%
4 管理手数料(使用料)	24,200,000	23,147,247	96%
5 光熱水費受入	4,800,000	4,132,588	86%
6 太陽光発電電気料収入	1,000,000	1,194,202	119%
7 自動販売機収入	500,000	624,130	125%
8 自主事業収入	2,500,000	16,794,802	672%
9 その他	0	1,562	
当期収入合計 (A)	66,900,000	79,720,914	119%

支出の部

科 目	年間予算額	年間実績	執行率
1 人件費	28,500,000	28,500,000	100%
常勤職員			
非常勤職員			
2 旅費	200,000	229,805	115%
3 交際費	150,000	169,767	113%
4 一般需用費	2,100,000	1,241,558	59%
消耗品費	1,500,000	954,508	64%
印刷製本費	450,000	147,400	33%
その他	150,000	139,650	93%
6 光熱水費	16,900,000	13,857,009	82%
電気	6,400,000	9,188,718	81%
水道	800,000	865,782	108%
ガス	100,000	78,247	78%
6 修繕費	1,300,000	1,313,092	101%
7 役務費	2,820,000	2,089,051	74%
通信運搬費	800,000	409,021	51%
広告宣伝費	2,000,000	1,677,030	84%
その他	20,000	3,000	15%
8 委託料	6,661,000	4,960,360	74%
電気工作物保守	330,000	297,000	90%
消防設備保守	300,000	263,000	84%
受水槽・飲料水検査	90,000	79,200	88%
自動ドア保守	440,000	396,000	90%
警備	1,204,000	1,290,300	107%
空気環境測定等	22,000	18,700	85%
廃棄物処理	660,000	617,760	94%
外部委託清掃(トイレ)	1,000,000	662,500	66%
定期清掃	700,000	600,000	86%
鼠等害虫駆除	165,000	139,700	85%
除雪	1,000,000	528,000	53%
設備定期点検	50,000	46,200	92%
庭園管理	600,000	0	0%
その他	200,000	132,000	66%
9 使用料及び賃借料	550,000	411,014	75%
事務機器リース等	250,000	104,280	42%
その他	300,000	306,734	102%
10 手数料		0	0%
11 備品購入費	200,000	0	0%
12 事業費	1,300,000	18,469,467	1421%
領借費		0	
賃借料		0	
運搬費		210,640	
印刷費		687,370	
委託料		2,441,470	
その他		15,229,987	
13 納付消費税	2,850,000	2,850,000	100%
14 管理経費等納付支出	100,000	2,279,922	2280%
自動販売機電気料納付支出	100,000	168,840	169%
電気料金補填戻入費	0	2,111,082	
利用料納付支出	0	0	
修繕費返納支出	0	0	
15 本経費	3,000,000	3,000,000	100%
当期支出合計 (B)	66,631,000	79,371,045	119%
収支差(A)-(B)	269,000	349,869	

(F) - 4

9. 令和6年度収支報告書

軽井沢発地市庭令和6年度収支報告書

収入の部

単位:円

科 目	年間予算額	年間実績	執行率
1 指定管理料	24,000,000	24,000,000	100%
2 指定管理料(電気料補填)	4,900,000	4,900,000	100%
3 利用料収入	4,955,670	5,344,582	108%
4 管理手数料(使用料)	22,000,000	26,628,562	121%
5 光熱水費受入	3,800,000	3,307,354	87%
6 太陽光発電売電収入	1,000,000	1,141,253	114%
7 自動販売機収入	600,000	659,571	110%
8 自主事業収入	17,000,000	19,845,341	117%
9 その他	0	8,369	
当期収入合計 (A)	78,255,670	86,735,032	110%

支出の部

科 目	年間予算額	年間実績	執行率
1 人件費	28,600,000	28,393,235	100%
常勤職員			
非常勤職員			
2 旅費	200,000	237,117	119%
3 交際費	150,000	197,807	132%
4 一般需用費	1,850,000	1,272,507	69%
消耗品費	1,500,000	1,147,480	76%
印刷製本費	200,000	0	0%
その他	150,000	125,027	83%
5 光熱水費	12,980,000	10,455,589	81%
電気	6,400,000	9,459,995	79%
水道	900,000	912,963	101%
ガス	80,000	82,630	103%
6 修繕費	1,300,000	1,355,343	104%
7 役務費	2,620,000	1,996,114	76%
通信運搬費	600,000	369,703	62%
広告宣伝費	2,000,000	1,625,411	81%
その他	20,000	1,000	5%
8 委託料	6,561,000	4,538,560	69%
電気工作物保守	330,000	297,000	90%
消防設備保守	300,000	253,000	84%
受水槽・飲料水検査	80,000	79,200	98%
自動ドア保守	440,000	396,000	90%
警備	1,204,000	1,119,800	93%
空気環境測定等	22,000	19,800	90%
廃棄物処理	660,000	617,760	94%
外部委託清掃(トイレ)	1,000,000	33,000	3%
定期清掃	700,000	680,000	97%
鼠等害虫駆除	165,000	138,600	84%
除雪	1,000,000	418,000	42%
設備定期点検	50,000	35,200	70%
庭園管理	300,000	0	0%
その他	300,000	451,200	150%
9 使用料及び賃借料	500,000	402,214	80%
事務機器リース等	200,000	104,280	52%
その他	300,000	297,934	99%
10 備品購入費	500,000	0	0%
11 事業費	15,000,000	19,444,202	130%
借入金		0	
賃借料			
運搬費		204,719	
印刷費		470,487	
委託料		1,557,593	
その他		17,211,335	
13 納付消費税	2,850,000	2,839,323	100%
14 管理経費等納付支出	100,000	6,868,208	6868%
自動販売機電気料納付支出	100,000	132,041	132%
電気料補填戻入	0	4,680,921	
指定管理料返納	0	2,055,246	
修繕費返納支出	0	0	
15 本社経費	3,000,000	3,000,000	100%
当期支出合計 (B)	76,111,000	81,000,218	106%
収支差(A)-(B)	2,164,670	4,734,814	220%

✓

八

収入の部

單位：円

90

支出の部

0

証拠資料 (5)-1

栄地市庭・債務負担行為(長期)

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
庁舎改築周辺整備基本計画・基本設計 策定委託	令和4年度	92,000千円
土地評価替業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	17,600千円
環境基本計画策定業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	19,000千円
2022若葉まつり委託	令和4年度	4,000千円
軽井沢観光会館指定管理料	令和4年度から 令和7年度まで	54,000千円
軽井沢町観光振興センター指定管理料	令和4年度から 令和7年度まで	62,000千円
軽井沢町地域交流施設くっかけテラス 指定管理料	令和4年度から 令和7年度まで	216,000千円
軽井沢町農産物等直売施設 <u>軽井沢発地</u> <u>市庭</u> 指定管理料	令和4年度から 令和7年度まで	96,000千円

総額表記
96,000千円

(16) -2

※R8年5月7日 公開

(様式第17号) (第11号関係)

8 軽 便 水 道 局

年 度

3

会 計

一般会計

債務負担行為見積書

(観光経済課)

事 項	年度	限度額	負担内容 (積算基礎)	債務負担行為を必要とする理由
軽井沢町地域交流施設くっかけテラス指定管理料	4 5 6	千円	地域交流施設くっかけテラス指定管理料 ※参考 令和3年度から7年度 (5年契約) 54,000千円 (年間)	指定管理者に委託するにあたり、継続的に適切な管理運営を実施するため。
		216,000		
	計	216,000		
軽井沢町農産物等直売施設軽井沢谿地市庭指定管理料	4 5 6	千円	農産物等直売施設軽井沢谿地市庭指定管理料 ※参考 令和3年度から7年度 (5年契約) 24,000千円 (年間)	指定管理者に委託するにあたり、継続的に適切な管理運営を実施するため。 ※総額表記の計 1,000円以内の上乗せ分 説明ナシ
		96,000		
	計	96,000		

証拠資料(H) - 1

令和 5 年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況及び評価シート

協定 6	軽井沢町農産物等直売施設 軽井沢発地市庭
指定管理者名	株式会社フードサービスシンワ
指定管理期間	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日
所管課/係名	観光経済課 農林振興係

1. 収支状況

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収入状況					
指定管理料	25,000,000円	24,000,000円	24,900,000円	28,900,000円	
利用料	3,459,380円	4,832,799円	5,111,027円	4,926,383円	
その他収入	35,354,514円	36,071,079円	41,671,778円	45,894,531円	
収入計(A)	63,813,894円	64,903,878円	71,682,805円	79,720,914円	

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支出状況					
人件費	25,000,000円	25,000,000円	27,160,000円	28,500,000円	
委託料	3,435,680円	4,568,060円	4,399,640円	4,960,360円	
修繕費	1,388,200円	1,879,960円	1,328,000円	1,313,092円	
その他管理運営費	8,407,335円	11,530,112円	15,588,801円	20,278,126円	
事業費	19,610,872円	13,000,968円	11,418,032円	18,469,467円	
その他支出	5,000,000円	5,000,000円	6,010,000円	5,850,000円	
支出計(B)	62,842,087円	60,979,100円	65,909,073円	79,371,045円	

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収支					
収入計(A)	63,813,894円	64,903,878円	71,682,805円	79,720,914円	
支出計(B)	62,842,087円	60,979,100円	65,909,073円	79,371,045円	
収支(A)-(B)	971,807円	3,924,778円	5,773,732円	349,869円	
特記事項 (年度協定に基づく清算金等)				電気料高騰 支援分清算済 2,111,082 円	

収支状況についてのコメント

指定管理者記入

令和5年度の指定管理業務の収支実績は、計画に対して119%の実績となり349,869円のプラス計上となりました。

コロナ5類移行による観光行動に柔軟に対応し、広告宣伝、イベント等の積極的な誘客事業を展開し集客力の向上を図りました。物価高騰は電気料金に留まらず、幅広い品目の値上げを引き起こし、売上を伸ばすだけではなく、費用などのコストを抑えることが重要となりました。費用対効果の実証やペーパーレス化等のオフィスコストの削減など業務効率化に努めました。

所管課記入

令和5年度の収支状況について、349,869円のプラス計上となったが、令和3年度や令和4年度と比べ大きく減少している。

今後も物価高騰による経費増加が見込まれるため、引き続き費用対効果の実証やコスト削減による業務効率化に取り組んでいきたい。

2. 施設利用状況

	施設名	軽井沢町農産物等直売施設 軽井沢発地市庭				
① 利用者数						
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	270,000人	256,000人	256,000人	253,000人	
	実績値	207,805人	243,983人	255,679人	245,859人	
	対前年度比	79.22%	117.41%	104.79%	98.16%	
	目標達成度	76.96%	95.31%	99.87%	97.18%	
② 施設稼働率						
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	
	実績値	91.00%	100.00%	100.00%	100.00%	
	対前年度比	91.00%	109.89%	100.00%	100.00%	
	目標達成度	91.00%	100.00%	100.00%	100.00%	

利用状況についてのコメント

指定管理者記入

利用状況につきましては、コロナウイルス感染症の5類移行によって、徐々に回復の兆しですが観光分散、天候不順による農産物の集荷数の減少、能登半島地震による観光自粛、3月の降雪などマイナス要因もありました。今後、回復基調に転じると思います。

所管課記入

令和5年度は、255,679人/年(前年度比96.16%)となり昨年度より減少している。
今後もより一層のPR活動や利用者のニーズに対応し、目標数値を達成していただきたい。

3. 総合評価

指定管理者記入

令和5年度の管理運営業務につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、ステイホームからアクティブへのシフトにより移動需要が回復し、全国的に誘客活動が活発化する中新たな発想、改善、見直しを念頭に創意工夫を持って取り組むとともに、適切な業務推進に努めました。

特色ある地場産品や地域情報を、地元消費者や観光客及び関係機関に広く宣伝し、消費者ニーズの把握、地産地消の促進、販路開拓等を実践すると共に、連携協定先の福井県自治体とのイベント開催機会を創出し、魅力度アップに努め、多彩で豊かな食文化の発信に努めました。

一方で、度重なる食品の値上げ、電気料金や物流コストの上昇、猛暑、降雪等の天候不順による農産物の集荷不足など、経営環境の変化に柔軟に対応する為、管理運営協議会、テナント事業者会等を通じて、対処すべき課題について常に検討・対策を加えその強化を図りました。

売上実績は昨年を下回りましたが、5類移行による観光分散、天候不順による農産物の集荷不足、能登半島地震による観光自粛、3月の降雪が主な要因であり、今後の業績への影響は軽微であり、回復基調に転換すると思います。

所管課記入

売上は過去最高となった令和4年度の6.6億円に次ぐ6.4億円となり、コロナ禍以前の売上を上回るものとなった。その理由として、自主事業やPR活動を積極的に行い、町内だけでなく多くの観光客の利用促進に繋げてきたことが挙げられる。

一方で、天候不良による商品不足や、物価高騰による経費増加などにより、利用者数、収支状況については、昨年度より減少している。引き続き、集客につながる事業を効果的に実施しながら、安定的な経営が行えるよう努めていただきたい。

日頃の運営状況、イベント業務等についても、町との連絡を密に取り、指定管理者として継続して安定した管理運営がなされていることから、総じて適正であると評価できる。

今後も、安心安全な農産物の提供を行うとともに、地域活性化や農業振興、農産物等のブランド推進の拠点としての役割を果たしていただきたい。

(H) - 4

令和 6 年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況及び評価シート

協定 6	軽井沢町農産物等直売施設 軽井沢発地市庭
指定管理者名	株式会社フードサービスシワ
指定管理期間	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日
所管課/係名	観光経済課 農林振興係

1. 収支状況

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収入状況					
指定管理料	25,000,000円	24,000,000円	24,900,000円	28,900,000円	28,900,000円
利用料	3,459,380円	4,832,799円	5,111,027円	4,926,383円	5,344,582円
その他収入	35,354,514円	36,071,079円	41,671,778円	45,894,531円	51,490,450円
収入計(A)	63,813,894円	64,903,878円	71,682,805円	79,720,914円	85,735,032円

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支出状況					
人件費	25,000,000円	25,000,000円	27,160,000円	28,500,000円	28,393,235円
委託料	3,435,680円	4,568,060円	4,399,640円	4,960,360円	4,538,560円
修繕費	1,388,200円	1,879,960円	1,326,600円	1,313,092円	1,355,343円
その他管理運営費	8,407,335円	11,530,112円	15,284,387円	18,167,044円	14,693,388円
事業費	19,610,872円	13,000,968円	11,418,032円	18,469,467円	19,444,202円
その他支出	5,000,000円	5,000,000円	6,016,000円	5,850,000円	5,839,323円
支出計(B)	62,842,087円	60,979,100円	65,604,659円	77,259,963円	74,264,051円

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収支					
収入計(A)	63,813,894円	64,903,878円	71,682,805円	79,720,914円	85,735,032円
支出計(B)	62,842,087円	60,979,100円	65,604,659円	77,259,963円	74,264,051円
収支(A)-(B)	971,807円	3,924,778円	6,078,146円	2,460,951円	11,470,981円
特記事項 (年度協定に基づく清算金等)			電気料高騰 支援分清算済 304,414 円	電気料高騰 支援分清算済 2,111,082 円	収支差額返納分 2,055,246円 電気料高騰支援分 4,680,921円

※指定管理料については、令和3年度までは町への返金額を控除した純額を収入として記載していましたが、審議会の指摘を踏まえ、令和4年度以降は返金前の交付額を収入欄に計上し、収支差額に返金額を反映させる方法に変更しています(ただし、自主事業収支含む)。

収支状況についてのコメント

指定管理者記入

収支状況につきましては、収支差額が前年度に対して約438万円増え4,734,814円となり、黒字計上となりました。

指定管理料の返納額は、2,055,246円計上となり、施設全体での節電の取り組みにより、指定管理料(電気料補填)も、4,900,000円に対して、4,680,921円の戻入となりました。

適正な会計処理のもと、健全な経営能力の向上により、諸物価高騰の中でも費用対効果を高め、経費の削減に努め、効率的な管理運営を実現いたしました。

所管課記入

令和6年度の収入は約8,570万円と発地市庭開業以来過去最高となり、指定管理料の返納に繋がった。また、指定管理者の経費削減の努力により、電気料高騰支援分についても約95%が戻入となった。

2. 施設利用状況

2. 施設利用状況

	施設名	軽井沢町農産物等直売施設 軽井沢発地市庭				
① 利用者数						
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	270,000人	256,000人	256,000人	253,000人	250,000人
	実績値	207,805人	243,983人	255,679人	245,859人	251,852人
	対前年度比	79.22%	117.41%	104.79%	96.16%	102.44%
	目標達成度	76.96%	95.31%	99.87%	97.18%	100.74%
② 施設稼働率						
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	実績値	91.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	対前年度比	91.00%	109.89%	100.00%	100.00%	100.00%
	目標達成度	91.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

利用状況についてのコメント

指定管理者記入

利用状況につきましては、第一四半期は天候不順により来場者数が前年を下回ったものの、年間では、前年をやや上回る実績となりました。コロナ禍収束により全体的には回復基調にありましたが、観光の分散化の影響も見られ、大幅な伸びには至っておりません。一方で、SNS・媒体等を活用した情報発信によりインバウンドの利用増がプラス要因となり、緩やかな回復傾向がみられました。

所管課記入

令和6年度は、251,852人/年(前年度比102.44%)となり昨年度をやや上回る結果となった。観光分散の影響も見られるが、SNSや媒体を活用した情報発信を行い、積極的な施設利用促進の取組みが利用者増加に繋がった。

3. 総合評価

指定管理者記入

令和6年度の指定管理者業務につきましては、コロナ禍収束に伴い経済活動が活発化し、個人消費の回復やインバウンド需要の回帰により、徐々に回復基調がみられました。観光分散も課題ではありましたが、過去最高売上を更新し、適正利益を計上いたしました。

農業現場においては、予期せぬ自然災害による雹害、酷暑などの影響により農業被害も発生いたしました。環境変化に柔軟に対応しながら、前例を踏襲するだけでなく、有機野菜をはじめとする幅広い農産物の集荷や、会員・企業と連携による魅力ある商品の品揃えや売り場づくりに努めて参りました。

「地域になくてはならない存在」として確固なものとなる為に、管理運営協議会やテナント会など関係者一丸となって取り組み、事業の更なる発展に尽力いたしました。

町有施設として、地域農業の振興や住民サービスの向上に取り組むと共に、来場者の安全・安心の確保を図るべく、適切な点検や修繕を行い、快適な施設環境の維持に努めました。さらに、ホームページの刷新やイベント開催を通じて情報発信機能を強化し、地域との連携機能のさらなる充実を図りました。

あわせて、来場者の利便性の向上と、「軽井沢食文化発信地」としての役割にふさわしい、質と量とも優れた施設運営を実現いたしました。

、(H) - 7 ✓

所管課記入

天候不順による農産物出荷数の減少や物価高騰という厳しい経営状況の中、経費削減、新たな商品開発、地域連携などの取組みにより黒字経営、そして指定管理料の返納に繋がった。

冬場の野菜が少ない時期には、他地域産ではあるが、有機野菜コーナーを設置し、冷蔵・冷凍の売場を増やすなどの工夫により、冬場の売上が確保された。

引き続き、黒字経営となるよう運営していただきたい。

また、売上・利用者の増加を図るだけでなく、そば打ち体験や収穫体験といった体験型イベントを実施し、付加価値をつけることで利用者の満足度向上やリピートにも繋がっている。

発地市庭は、町外の利用者も多いことから、軽井沢町の農産物等の魅力を積極的に発信し、来場者対応を充実させ「また訪れたい施設」となることを目指すとともに、今後も、新鮮で美味しい農産物を提供し、農業振興の拠点となることに期待する。

証拠資料 (I) -1

様式第2号 (第4条関係)

8 軽 観 第102号

令和8年6月17日

公文書の公開請求に係る決定通知書

様

軽井沢町長

土屋

三千



令和8年5月26日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公開します。

公開請求のあった公文書	①「軽井沢発地市庭」のR8からR12年度の指定管理料の上限額について (1) 指定管理者公募において町が募集要項に明記した指定管理料の上限額 (2) 観光経済課の内部起案文書、積算内訳書 (3) 町長決裁文書一式 ②「発地市庭」のR3からR7年度の年度協定の事前協議議事録について (1) 段階的に上乗せされた増額分について事前に協議を行った際の協議議事録、会議録、打合せ記録、復命書 (不存在) (2) 年度協定の締結に係る決裁文書一式 ③「軽井沢発地市庭」のR4からR7年度の債務負担行為の予算計上について (1) 各年度においての増額上乗せ分を算定、積算した際の観光経済課の内部検討資料、積算根拠シート (不存在) (2) 事業者から提出された増額要望書等の要望書類一式 (不存在) (3) 各年度の上乗せ分を含めた指定管理料を予算として計上するにあたっての予算請求資料 (4) 町長の承認を得た決裁文書一式 (不存在)
-------------	--

公開文書	①-(1) 軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭指定管理者募集要項 ①-(2) 観光経済課の内部起案文書 ①-(3) 募集要項提出決裁文書 ②-(2) 年度協定締結決裁文書 ③-(3) 各年度の上乗せ分を含めた指定管理料を予算として計上するにあたっての予算請求資料
公開できない部分 ※全て不存在	軽井沢公文書公開条例 (平成11年輕井沢町条例第21号) 第6条第1項第1号に該当する部分 ②-(1) 段階的に上乗せされた増額分について事前に協議を行った際の協議議事録、会議録、打合せ記録、復命書 ③-(1) 各年度においての増額上乗せ分を算定、積算した際の観光経済課の内部検討資料、積算根拠シート ③-(2) 事業者から提出された増額要望書等の要望書類一式 ③-(4) 町長の承認を得た決裁文書一式 町長は承認していた!!
公開できない理由	当該文書が存在しないため
公開する日時	下記代金受領後 ※写しの代金 210円 (10円×21枚)
公開する場所	軽井沢町役場
担当課	観光経済課 農林振興係 電話 0267-45-8579
(備考) 1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、軽井沢町に対して審査請求をすることができます。 2. この処分については、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、軽井沢町を被告として (訴訟において軽井沢町を代表する者は軽井沢町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。	

証拠資料 (5) ✓

様式第2号 (第4条関係)

8 軽 視 第105号

令和8年6月17日

公文書の公開請求に係る決定通知書

様

軽井沢町長 土屋 三千



令和8年6月8日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公開します。

公開請求のあった公文書	①「発地市庭」のR4、R5年度の指定管理料、電気料高騰に関する変更協定書 (不存) ②「発地市庭」のR3からR7年度の電気使用料及び使用量を証明する資料 ③「軽井沢発地市庭」のR8からR12年度の指定管理料の上限額について (1)指定管理者公募において町が募集要項に明記した指定管理料の上限額 (2)観光経済課の内部起案文書、積算内訳書 (3)町長決裁文書一式
公開部分	②「発地市庭」のR3からR7年度の電気使用料及び使用量を証明する資料 ③-(1)軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭指定管理者募集要項 ③-(2)観光経済課の内部起案文書 ③-(3)町長決裁文書
公開できない部分	①「発地市庭」のR4、R5年度の指定管理料、電気料高騰に関する変更協定書 ※何故秘蔵にされたのか？
公開できない理由	当該文書が存在しないため

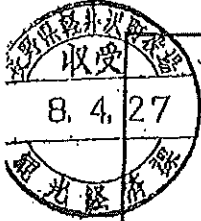
証換資料 (K)-1

R8.6.1 23

[illegible]

✓

28.6.1 入手



収受 4.27		協議書		町長	副町長	総務課長	総合政策課長	財政係長
				課長	補佐	係長	担当者	係員
協議年月日		○ 2026年4月27日						
協定名	軽井沢町農産物等直売施設 軽井沢路地市庭指定管理						箇所名	軽井沢路地市庭 北佐久郡軽井沢町大字路地2664-1
指定管理料	金 24,000,000円				履行期間	自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日		
協議者	甲	町						担当者
	乙	(株)フードサービスシ ンワ						担当者
		その他						
協議事項					処理事項			
甲	令和8年4月20日に関西電力の請求がまとまり 発地市庭の令和7年度電気料が確定したため、 次のとおり伺う。							
1	令和7年度電気料金算定額 金6,400,000円				了承した 戻入金 3,000,000円について 支払いをお断りする。			
2	令和7年度電気料金実績額 金6,373,244円							
3	算定差額 ▲金26,756円							
4	令和7年度電気料金補填指定管理料 金3,000,000円							
5	令和7年度電気料戻入額 金3,000,000円 については上記3,000,000円について戻入したい。							
6	添付資料 ①令和7年度電気使用量及び使用料							

✓

米子期—提案書 (収支計画)

1、各年度指定管理栄養士

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	指定管理料5年間の合計
指定管理料不足額	23,700,000	22,700,000	21,760,000	20,700,000	19,700,000	108,500,000

修井沢苑地収支計画書(令和8年度～令和12年度)

種 目	8年度実績額	9年度実績額	10年度実績額	11年度実績額	12年度実績額	8年度・9年度比	9年度・10年度比	10年度・11年度比	11年度・12年度比
基本財産増減(貸渡資産増減)	22,700,000	22,700,000	21,700,000	20,700,000	19,700,000	-	-	-	-
取得財産収入	5,500,000	5,665,000	5,634,950	5,008,999	6,150,298	4523%	4473%	4473%	4473%
売却財産収入(使用済)	28,000,000	28,780,000	27,532,400	28,410,902	29,283,229	111%	100%	100%	100%
売却財産収入(未使用)	3,300,000	3,395,000	3,500,570	1,092,727	1,125,509	4523%	4473%	4473%	4473%
売却財産収入(未使用)	1,000,000	1,030,000	1,060,900	1,092,727	1,125,509	4523%	4473%	4473%	4473%
売却財産収入(未使用)	700,000	714,000	728,250	742,845	757,702	4523%	4473%	4473%	4473%
売却財産収入(未使用)	19,000,000	19,570,000	20,157,100	20,761,813	21,384,867	4523%	4473%	4473%	4473%
売却財産収入(未使用)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	-	-	-	-
収入合計(A)	73,210,000	73,888,000	80,575,600	81,324,286	82,145,584	4523%	4473%	4473%	4473%
人件費	28,750,812	29,525,888	29,515,465	30,513,774	31,124,049	4523%	4473%	4473%	4473%
旅費	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	-	-	-	-
交通費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	-	-	-	-
通信費	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	-	-	-	-
経費	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	-	-	-	-
印刷費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	-	-	-	-
その他	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	-	-	-	-
光熱費	12,100,000	12,100,000	12,100,000	12,100,000	12,100,000	-	-	-	-
水道	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	-	-	-	-
ガス	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	-	-	-	-
電気	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	-	-	-	-
燃料費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	-	-	-	-
雑費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	-	-	-	-
通信費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	-	-	-	-
出張費	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	-	-	-	-
その他	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	-	-	-	-
委託料	3,620,000	3,570,000	3,420,000	3,320,000	3,220,000	-	-	-	-
賃借料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	-	-	-	-
雑費	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	-	-	-	-
賃借料	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	-	-	-	-
賃借料	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	-	-	-	-
賃借料	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	-	-	-	-
賃借料	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	-	-	-	-
賃借料	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	-	-	-	-
賃借料	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	-	-	-	-
賃借料	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	-	-	-	-
賃借料	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	-	-	-	-
賃借料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	-	-	-	-
賃借料	500,000	450,000	400,000	400,000	400,000	-	-	-	-
賃借料	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	-	-	-	-
賃借料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	-	-	-	-
賃借料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	-	-	-	-
賃借料	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	-	-	-	-
賃借料	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	-	-	-	-
賃借料	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	-	-	-	-
賃借料	18,700,000	18,700,000	18,000,000	15,600,000	19,800,000	-	-	-	-
賃借料	2,892,200	2,919,245	2,967,533	3,026,853	3,087,421	-	-	-	-
賃借料	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	-	-	-	-
賃借料	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0	0	0	0	0	-	-	-	-
賃借料	0								

証拠資料 (M)-1

第3期分(R8~R12) 債務負担行為

※ 電気料 補填 (変動費) が 1,960円 指定管理料に含められている

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
庁舎改築周辺整備実施設計他委託	令和9年度	57,000千円
庁舎改築周辺整備事業木材先行発注業務委託	令和9年度	5.5,000千円
第5次壺井沢町地域福祉計画策定業務委託	令和9年度	5,170千円
植栽ガイドライン策定業務委託	令和9年度	8,100千円
自然保護対策要綱冊子更新業務委託	令和9年度	3,000千円
夜間照明ガイドライン策定業務委託	令和9年度 から 令和10年度	15,000千円
壺井沢町農産物等直売施設壺井沢発地市庭指定管理料	令和9年度 から 令和12年度	総額表記 の内で 104,400千円 議会に引当
若葉まつり委託	令和9年度	5,000千円

(M) -2 ✓

(様式第17号) (第11号関係)

		年 度	8	会 計	一般会計
債 務 負 担 行 為 見 積 書					(観光経済課)
事 項	年 度	限度額	負担内容 (積算基礎)	債務負担行為を必要とする理由	
6次産業化推進事業		千円	発地市庭指定管理料	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定管理業務を発注するため。 ※総額表記のため1,960万円の上乗せ分の説明あり	
	9	27,600			
	10	26,600			
	11	25,600			
	12	24,600			
	計	104,400			
	計				



証拠資料(N)-1

様式第2号(第4条関係)

8 軽 視 第104号

令和8年6月17日

公文書の公開請求に係る決定通知書

様

軽井沢町長 土屋 三千

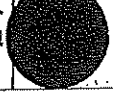


令和8年6月1日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公開します。

公開請求のあった公文書	①「発地市庭」のR7年度精算及び年度協定書(電気料高騰分を含む) (1)精算及び変更協定書 (2)内部起案文書、積算内訳書及び町決裁文書一式 ②「発地市庭」のR8年度当初予算について (1)予算の積算、根拠となる資料(電気料高騰分についての 予算振付 電レ ...) (2)決裁文書一式
公開部分	①-(1)軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に関する令和7年度変更年度協定書 軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭指定管理料電気料に関する変更協定書 ①-(2)令和7年度指定管理料の返納に関する協議書 電気料金返納に関する協議書 令和7年度返納額計算書 ②-(1)令和8年度指定管理料予算要求積算書 ②-(2)軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理に関する令和8年度協定の締結についての決裁文書
公開できない部分	軽井沢公文書公開条例(平成11年輕井沢町条例第21号)第6条第1項第1条に該当する部分
公開する日時	下記代金受領後 ※写しの代金 70円(10円×7枚)
公開する場所	軽井沢町役場

(N) -2

8 軽観 第104号

決裁区分	町長	文書番号	7 軽観第	号	保存年限
		決裁年月日	8	3	30
町長	副町長	会計管理者	契約管理係長		財政
					
軽井沢町農産物等直売所施設	軽井沢町農産物等直売所施設		観光経済課長	課長補佐	係長
					
件名		軽井沢町農産物等直売所施設軽井沢産地市庭の管理に関する令和8年度協定の締結について			起案
					令和8年3月30日 観光経済課 農林振興係 
宛名	あて	発名	片外公開区分		

このことについて、軽井沢町農産物等直売所施設軽井沢産地市庭の管理に関する年度協定を別紙のとおり締結してよろしいでしょうか。

記

1. 指定管理施設 軽井沢町農産物等直売所施設軽井沢産地市庭
2. 指定業者 株式会社フードサービスシンワ 代表取締役 
3. 年度協定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
4. 指定管理料 23,700,000円
電気料高騰分 1,000,000円 → ※指定管理料ではない!!
5. 予算 6-1-2-12
24,700,000円
6. 年度協定書 別紙(案)のとおり
7. 指定管理期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(岩手県)

令和8年度 指定管理料 予算要求積算書

※ の部分に入力してください。

別紙2

対象施設名	令和8年度 令和8年度 令和8年度 令和8年度
指定管理期間	令和8年度 令和8年度 令和8年度 令和8年度
施設位置	第 3 期 保 険
令和8年度 予算要求額	23,676,112 円
令和8年度 予算要求額	23,700 千円

【指定管理料積算】

項 目	積 算 額	積 算 内 容
利用料収入	5,500,000円	
光熱水費収入	3,300,000円	
管理手数料(使用料)	26,000,000円	
本館光熱水費収入	1,000,000円	
自動販売機収入	700,000円	
自主事業収入	19,000,000円	
その他	10,000円	
収入合計 B	55,510,000円	

項 目	積 算 額	積 算 内 容
人件費	287,532,812円	
旅費	250,000円	
交際費	200,000円	
需用費	17,150,000円	事務用品、消耗品、印刷費、通信費、雑費、その他
委託費	3,010,000円	清掃費、保安費、その他
交際料	3,520,000円	会議費、研修費、その他
使用料及び賃借料	400,000円	本館利用料、その他
備品購入費	900,000円	事務用品、消耗品、印刷費、通信費、雑費、その他
給付消費税	2,852,300円	
事業費	13,300,000円	
手数料	100,000円	
管理費等給付支出	150,000円	
本社経費	3,500,000円	
支出合計 A	79,185,112円	

※年間指定管理料支出(収入) A-B	23,676,112円
--------------------	-------------

項 目	令和7年度 実績	令和8年度 実績	令和9年度 実績	令和10年度 実績
過去の実績(実績)	28,745,430円	24,165,188円	28,550,131円	18,821,854円

【指定管理料 実績】

項 目	令和7年度 実績	令和8年度 実績	令和9年度 実績	令和10年度 実績
利用料収入	4,965,570円	5,344,582円	4,926,383円	5,111,027円
光熱水費収入	3,800,000円	3,307,254円	4,132,588円	3,086,721円
管理手数料(使用料)	22,000,000円	26,528,552円	23,147,247円	24,580,329円
本館光熱水費収入	1,000,000円	1,141,253円	1,194,202円	1,193,613円
自動販売機収入	800,000円	659,571円	624,130円	529,572円
自主事業収入	17,000,000円	19,845,341円	16,794,802円	12,343,383円
その他	0円	8,369円	1,582円	8,155円
収入合計 ②	49,365,570円	58,835,032円	50,820,914円	46,782,805円

項 目	令和7年度 実績	令和8年度 実績	令和9年度 実績	令和10年度 実績
人件費	28,500,000円	28,393,235円	28,500,000円	27,160,000円
旅費	200,000円	227,117円	229,805円	168,156円
交際費	150,000円	197,807円	199,767円	79,828円
需用費	16,130,000円	13,083,438円	16,411,659円	13,435,450円
委託費	2,520,000円	1,996,114円	2,089,051円	2,277,190円
交際料	6,561,000円	4,538,560円	4,960,360円	4,399,540円
使用料及び賃借料	500,000円	402,214円	411,014円	535,150円
備品購入費	500,000円	0円	0円	0円
給付消費税	2,850,000円	2,859,323円	2,850,000円	2,716,000円
事業費	15,000,000円	13,444,202円	18,469,467円	11,418,032円
手数料	0円	0円	0円	0円
管理費等給付支出	100,000円	6,689,208円	2,279,922円	115,213円
本社経費	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,300,000円
支出合計 ①	76,111,000円	81,000,218円	79,371,045円	65,694,559円

年間指定管理料 ①-②	26,745,430円	24,165,188円	28,550,131円	18,821,854円
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

(N) - 3

8 軽便 104号
②-(1)

証拠資料 (0)

(令和8年度、筑西市指定管理料当初予算)

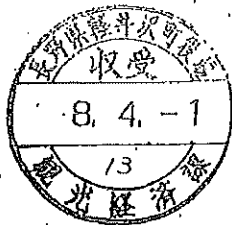
※公費(礼)時の寄附額は

237000円 (単位: 千円)

(第) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	説明
				本年度の財源			一般財源		
				特定	財源				
					国庫支出金	地方債			
(農業振興費)									12 委託料 ・ 筑西市指定管理料 24,700 18 負担金、補助及び交付金 24,700 ・ 産井沢町そば生産振興補助 2,500 ・ 千曲川ワインバレー特区連 2,400 総協賛会負担金 100 ◎馬取地区園場整備経費 25,166 08 旅費 15 ・ 普通旅費 15 11 役務費 26 ・ 通信運搬費 26 18 負担金、補助及び交付金 25,125 ・ 果土地政良事業団体連合会 特別賦課金 125 ・ 県営土地改良事業負担金 25,000 ◎下水道事業会計繰出経費 29,400 27 繰出金 29,400 ・ 下水道事業会計 (尾瀬集落排水事業) 繰出金 29,400
3畜産業費	162	202	△40			162	10 需用費 5 18 負担金、補助及び交付金 157		◎畜産業一般経費 162 10 需用費 5 ・ 消耗品費 5 18 負担金、補助及び交付金 157 ・ 家畜診療所運営分損金 97 ・ 東北信濃農ヘルパー利用組合負担金 10 ・ 畜産促進対策事業補助 50



証拠資料 (P) -1

軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に
関する令和8年度協定書



軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に関する
令和8年度協定書

軽井沢町(以下「甲」という。)と株式会社フードサービスシンプ(以下「乙」という。)とは、令和8年3月30日に、軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭(以下「本施設」という。)の管理運営に関して締結した軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づき、本施設に係る令和8年度協定(以下「年度協定」という。)を締結する。

(年度協定の目的)

第1条 年度協定は、本施設の管理運営業務(以下「本業務」という。)の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。 ※本業務には「電気料」は含まれていない。

(業務内容)

第2条 甲及び乙は、令和8年度の業務内容は、「基本協定」に定めるとおりであることを確認する。

(指定管理料)

第3条 甲は、本業務の実施の費用として、金23,700,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を以下のとおり年4回に分け支払うものとする。

第1回 5,925,000円(4月)

第2回 5,925,000円(7月)

第3回 5,925,000円(10月)

第4回 5,925,000円(1月)

② 甲は、乙が支払うべき本施設の電気使用料が、前年度の本施設の電気使用料の額の110%を超えた場合には、当該110%を超えた部分について、1,000,000円を限度として乙に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

③ 前項本文の場合において、甲は、乙に概算払をすることができる。この場合において、精算は、年度末に行うものとする。

(疑義等の決定)

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

(P) - 3 ✓

令和8年4月1日

甲

所在地 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

名称 軽井沢町

代表者 軽井沢町長 土屋 三千夫



乙

所在地 長野県南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

名称 株式会社フードサービスシンワ

代表者 代表取締役社長



証拠資料 (Q) ✓

令和8年度軽井沢発地市庭収支予算計画書

単位：円

科目	8年度収入予算	備考
1 指定管理料	23,700,000	
2 指定管理料（電気料補填）	0	
3 利用料収入（貸館、売賃）	6,836,200	白ぼたる売上2%・アトリエ売上3% 値上げ分
4 管理手数料	27,040,476	加工品販売手数料
5 光熱水費受入	3,300,000	
6 太陽光発電売電収入	1,000,000	
7 自動販売機収入	700,000	
8 自主事業収入	10,100,000	冬場の野菜集荷販売対策収益見込み100万円
9 その他	10,000	
当期収入合計(A)	82,586,676	

科目	令和8年度支出予算	備考
1 人件費	28,753,000	
2 旅費	250,000	
3 交際費	200,000	
4 一般需用費	2,800,000	
消耗品費	2,000,000	
印刷製本費	100,000	
その他	500,000	
5 光熱水費	11,100,000	
電気	10,000,000	内：指定管理者支出額7,042,000円 テナント支出額2,958,000
水道	1,000,000	
ガス	100,000	
6 修繕費	3,000,000	
7 役務費	2,720,000	
通信運搬費	400,000	
広告宣伝費	2,300,000	
その他	20,000	
8 委託料	7,121,000	
電気工作物保守	320,000	
消防設備保守	270,000	
受水槽・飲料水検査	81,000	
自動ドア保守	400,000	
警備	1,300,000	機検警備27,500×12ヶ月＝330,000含む
空気環境測定等	20,000	
廃棄物処理	620,000	
外部委託清掃（トイレ）	200,000	
定期清掃	750,000	
鼠害害虫駆除	150,000	
除雪	1,500,000	
設備定期点検	50,000	機械設備/器具点検
庭園管理	1,000,000	
その他	450,000	
9 使用料及び賃借料	500,000	
事務機器リース等	150,000	
その他	350,000	
10 備品購入費	1,000,000	
11 事業費	18,300,000	
12 給付消費税	2,875,300	人件費の10%相当
13 管理経費等給付支出	100,000	町へ給付
自動販売機電気料給付支出	100,000	
講習電話料金給付支出		
利用料給付支出		
修繕費返納支出	0	修繕費不要額返納科目
14 本経費	3,500,000	
当期支出合計(B)	82,019,300	
収支差(A)-(B)	567,376	

証拠資料 (R) - 1

様式第2号 (第4条関係)

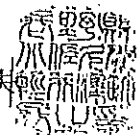
8 軽 視 第121号

令和8年6月30日

公文書の公開請求に係る決定通知書

様

軽井沢町長 土屋 三千夫



令和8年6月18日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公開します。

公開請求のあった公文書	①「猪地市庭」のR8年度電気料及び電気料高騰支援分内訳について (1)指定管理料予算請求積算書の内電気料の積算根拠を「シンワ社分」「シンワ社以外分」に区分した公文書 (2)R8年度当初予算に計上した電気料高騰分100万を算定した際の観光経済課の内部検討資料
公開部分	①- (2)R8年度当初予算に計上した電気料高騰分100万を算定した際の観光経済課の内部検討資料
公開できない部分	①- (1)指定管理料予算請求積算書の内電気料の積算根拠を「シンワ社分」「シンワ社以外分」に区分した公文書 ①- (3)事業者から提出された電気料高騰分の要望書類
公開できない理由	当該文書が存在しないため
公開する日時	下記代金受領後受領後 ※写しの代金 10円 (10円×1枚)
公開する場所	軽井沢町役場

証拠資料 (R) - 2

不存在

歳出予算要求書

令和 8年度 会計 001 一般会計
(当初予算) (査定結果)

令和 8年 6月22日 15時24分 作成
作成者: [REDACTED]

種別	種別	種・細目・種々名称 / 政策基礎	丸 め	当初予算額	査定額	査定率	前年度 予算額	比較	前年度 予算額	前年度 決算額	前年度 決算率	他 項 分 額	監 査
<他項別経費分別出納額> 令和 4年度決算 595,586円① 令和 5年度決算 2,788,918円② 令和 6年度決算 219,079円③ 令和 7年度決算 277,594円④ ①+②+③+④=3,881,177円 3,881,177円÷4年=970,294円 511,000,000円													
				11,000,000									

会計 001 一般会計

06款 01項 02目 000400000事業 6次産業化推進経費

証拠資料(8)-1

様式第2号(第4条関係)

8 軽 観 第 43 号

令和8年5月7日

公文書の公開請求に係る決定通知書

2026.5.13日
軽井沢町観光経済課
主査 山本 受領

様

軽井沢町長 土屋 三千夫



令和8年4月10日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公開します。

公開請求のあった公文書	・「軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭」の指定管理関連の資料
公開文書	・軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に関する<u>基本協定書</u>、<u>変更基本協定書</u> ・軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の管理運営に関する<u>年度協定書</u>、<u>変更年度協定書</u> ・軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭における指定管理料<u>電気料高騰分の協定書</u>、<u>変更協定書</u>、<u>協議書</u> ・軽井沢町農産物等直売施設軽井沢発地市庭の<u>年度別収支報告書</u>
公開できない部分	軽井沢公文書公開条例(平成11年軽井沢町条例第21号6条第1項第1号に該当する部分。 <u>R3～R7 基本協定書中</u> ・算出根拠を定めたもの ① <u>本社経費に関連する資料</u> ② <u>業務委託契約書又はそれに代わるもの</u> ③ <u>本社と現地の役割分担表</u> <u>R3～R7 年度協定書中</u> ① <u>本社経費を定める議事録</u> <u>電気高騰支援分</u> ・本社経費等の内容を示す精算書

(具体的請求内容) ① (株)フードビジネス(株)と発地市庭(現地)との間で締結されている「業務委託契約書」又はそれに代わるもので、具体的に委託している業務内容とその対価が確認出来るもの
② 本社と現地の業務の役割分担表

公開できない部分	<u>監査報告書</u> <u>軽井沢発地市庭会計規程</u> <u>R8～R12 基本協定書中</u> ・算出根拠を定めたもの ① <u>本社経費に関連する資料</u> ・業務委託契約書又はそれに代わるもの ・本社と現地の役割分担表 <u>令和8年度基本協定書中</u> ・議事録 ① <u>本社経費に関連する資料</u> ・業務委託契約書又はそれに代わるもの <u>令和8年度収支予算書中</u> ・理由書 ・算出根拠
公開できない理由	<u>当該文書が存在しないため</u>
公開する日時	下記代金受領後 ※写しの代金 760円 (10円×76枚)
公開する場所	軽井沢町役場
担当課	観光経済課 農林振興係 電話 0267-45-8579

- (備考)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、軽井沢町に対して審査請求をすることができます。
 - この処分については、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、軽井沢町を被告として（訴訟において軽井沢町を代表する者は軽井沢町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。



証拠資料 (T)

様式第2号 (第4条関係)

8 軽 観 第122号

令和8年6月30日

公文書の公開請求に係る決定通知書

様

軽井沢町長 土屋 三千夫



令和8年6月19日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公開します。

公開請求のあった公文書	①「発地市庭」R8年度からR12年度の公募時の提案書及び収支予算書に計上されている「本社経費」に関し前期から100万円増額されたことの正当性、積算根拠を証明する公文書一式 (1)積算・算出根拠に関する文書 (2)選定審議会等の審査でなされた質問、意見、指摘内容 (契約管理係) (3)観光経済課が行った評価、承認プロセスが分かる文書 (4)本社経費に係る一切の業務委託契約書、及びこれらに付随する承諾書
公開部分	なし 甲の事前承諾のない、おまけの業務委託は不可 基本協定書違反 (おまけ)
公開できない部分	①-(1)積算・算出根拠に関する文書 ①-(2)選定審議会等の審査でなされた質問、意見、指摘内容 ①-(3)観光経済課が行った評価、承認プロセスが分かる文書 ①-(4)本社経費に係る一切の業務委託契約書、及びこれらに付随する承諾書
公開できない理由	当該文書が存在しないため
公開する日時	_____
公開する場所	_____



証拠資料 (V) - 1

様式第2号 (第4条関係)

8 軽 視 第120号

令和8年6月30日

公文書の公開請求に係る決定通知書

様

軽井沢町長 土屋 三千夫



令和8年6月17日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公開します。

公開請求のあった公文書	①「発地市庭」のR4年度から令和7年度の電気料高騰分に関連した資料 (1) 電気料高騰上乗せ分を算定・積算した観光経済課の検討資料等 (2) フードサービスシンワから指定管理料の増額要求書等の要望書類 (3) 電気料上乗せ分を予算として計上・編成するにあたっての財政課 (または予算担当部署) に対して行われた予算要求資料 (4) 町長の承認を得た決裁文書一式 ②「発地市庭」のR3年度から令和7年度の指定管理期間中の「本社経費」に関する、公募時の提案額と収支報告書の年間予算額及び実績額の差異について (1) 契約・使用に関する文書 (2) 積算・算出根拠に関する文書 (全て不発症) (3) 町との変更協議・決裁に関する文書 ③「発地市庭」のR9年度から令和12年度の債務負担行額の根拠となる資料 (1) 算定・積算した際の観光経済界課の内部資料 (2) 町長までの起案決裁文書
-------------	---

(廿) - 2

公開部分	①-(1) 令和4、5年分電気料高騰上乘せ分を算定・積算した観光経済課の検討資料 ①-(3) 令和4、5、6、7年度予算要求資料 ①-(4) 令和4、5、6、7年度町長の承認を得た決裁文書 ③-(1) 算定・積算した際の観光経済界課の内部資料
公開できない部分	①-(1) 令和6、7年分電気料高騰上乘せ分を算定・積算した観光経済課の検討資料 ①-(2) 指定管理料の増額要望書等の書類 ②-(1) 契約・使用に関する文書 ②-(2) 積算・算出根拠に関する文書 ②-(3) 町との変更協議・決裁に関する文書 ③-(2) 町長までの起案決裁文書4 軽井沢公文書公開条例（平成11年輕井沢町条例第21号）第6条第1項第1条に該当する部分
公開できない理由	②は本経費内 当該文書が存在しないため
公開する日時	下記代金受領後 ※写しの代金 160円（10円×16枚）
公開する場所	軽井沢町役場
担当課	観光経済課 電話 0267-45-8579

- (備考)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、軽井沢町に対して審査請求をすることができます。
 - この処分については、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、軽井沢町を被告として（訴訟において軽井沢町を代表する者は軽井沢町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

証拠資料 (W) - 1

令和 6 年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況及び評価シート

協定 3	軽井沢町地域交流施設くつかけテラス
指定管理者名	株式会社フードサービスシンワ
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
所管課/係名	観光経済課 観光商工係

1. 収支状況

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収入状況					
指定管理料	48,597,612円	53,601,791円	57,000,000円	59,700,000円	59,700,000円
利用料	832,646円	1,033,238円	2,544,825円	2,705,515円	2,927,026円
その他収入	1,462,976円	1,743,128円	756,267円	557,208円	548,800円
収入計(A)	50,893,234円	56,378,157円	60,301,092円	62,962,723円	63,175,826円

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支出状況					
人件費	18,400,000円	19,200,000円	19,200,000円	19,200,000円	19,200,000円
委託料	6,868,860円	7,162,260円	6,950,070円	7,292,760円	6,930,460円
修繕費	971,828円	6,097,620円	2,724,040円	5,312,503円	6,014,875円
その他管理運営費	14,512,498円	14,965,895円	17,774,824円	15,425,803円	17,187,739円
事業費	6,329,125円	6,952,032円	6,979,375円	7,312,454円	7,200,568円
その他支出	3,810,923円	2,000,360円	3,598,938円	3,848,986円	3,946,134円
支出計(B)	50,893,234円	56,378,157円	57,227,247円	58,392,506円	59,479,776円

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収支					
収入計(A)	50,893,234円	56,378,157円	60,301,092円	62,962,723円	63,175,826円
支出計(B)	50,893,234円	56,378,157円	57,227,247円	58,392,506円	59,479,776円
収支(A)-(B)	0円	0円	3,073,845円	4,570,217円	3,696,050円
特記事項 (年度協定に基づく清算金等)	利用料金納付額 74,216 円 修繕費返還額 328,172円	利用料金納付額 195,829 円 修繕費返還額 202,380 円	利用料金納付額 377,326 円 修繕費返還額 2,521,685 円	利用料金納付額 453,488 円 修繕費返還額 987,497 円 電気料高騰分返納 2,966,195 円	利用料金納付額 461,805 円 修繕費返還額 1,285,125 円 電気料高騰分返納 1,759,414 円
	自動販売機電 気料納付 93,333 円	自動販売機電 気料納付 106,445 円	自動販売機電 気料納付 174,834 円	自動販売機電 気料納付 163,037 円	自動販売機電 気料納付 189,706 円

※指定管理料については、令和3年度までは町への返金額を控除した純額を収入として記載していましたが、審議会の指摘を踏まえ、令和4年度以降は返金前の交付額を収入欄に計上し、収支差額に返金額を反映させる方法に変更しています。

収支状況についてのコメント

指定管理者記入

- ・(収入) 指定管理料は令和4年度から当初予算額に電気料高騰支援金が増加しました。
- ・(支出) 修繕費の返還額が多かったが、緊急時修理に備えて支出を抑制していたためです。支出のうちその他支出は収支差額が本社経費相当額として計上されています。決算総額の約6%です。
- ・(収支) 本社経費で調整しています。適正な利益は収支決算で本社経費として計上され適正な利益を確保されています。

所管課記入

- ・(収入) 指定管理料について、電気料高騰支援金として570万円を設定した。
- ・(支出) 電気料高騰支援金は企業努力により270万に抑えられた。

2. 施設利用状況

施設名		軽井沢町地域交流施設くっかけテラス			
① 利用者数					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	660,000人	660,000人	660,000人	660,000人	660,000人
実績値	385,662人	448,136人	555,901人	646,006人	685,228人
対前年度比	56.92%	116.20%	124.05%	116.21%	106.07%
目標達成度	58.43%	67.90%	84.23%	97.88%	103.82%
② 施設稼働率					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
実績値	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
対前年度比	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
目標達成度	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

利用状況についてのコメント

指定管理者記入

- ・施設利用(稼働)は基本協定書に基づき年間全日稼働しております。
- ・利用実績は、令和元年度後半からコロナ禍の影響により市場や入場者定数削減など利用者が減少していましたが徐々に回復しております。

所管課記入

- ・施設利用状況は、昨年度よりも約4万人増加し、前年度比106.07%で、目標値を達成した。
- ・今後もイベントを継続的に実施し、中軽井沢の活性化を踏まえた新たな事業展開を促進することや、何度も足を運んでもらえるようなイベントを開催し、来年度も目標値を達成することを期待する。

3. 総合評価

指定管理者記入

基本協定書に則り適正に管理しています。

駅前の賑わいの創出とチャレンジショップの育成が課題となっていました。令和3年度から①くっかけゆうすげBARの開設、「花企画」との共同事業「くっかけテラスを花一杯に」、図書館多目的室前にクリスマスツリー設置を町内の小・中学生と保護者対象に実施し、新たな地域交流施設事業を行いました。くっかけゆうすげBARを開設して賑わいの創出に務めました。

商工会中軽井沢支部及び図書館の応援サークルである軽井沢図書館友の会との連携事業を活発化して「地域交流施設」の開設目的に沿った事業を行ってきました。

所管課記入

- ・施設管理面においては、常に利用者の利便性を考慮し、気配りがなされていた。指定管理者自ら掃除を行なっているため、利用者から「施設が清潔に保たれている」との声も聞かれた。
- ・地域交流施設であることからくっかけ市場及び「くっかけゆうすげBAR」の開催や、チャレンジショップ等を継続して実施することで中軽井沢の活性化に貢献した。
- ・くっかけチャレンジショップへの誘客方法について新たな地域交流事業を行うことで知名度と利用者の利便性の向上に努めている。
- ・今後においても中軽井沢の活性化の一翼を担う地域交流施設として、企業努力の継続を期待する。
- ・今後もお客様に安全かつ楽しめる環境づくりに配慮していく施設として運営していただきたい。